

武州下原刀

後藤安孝

一、はじめに

武州下原刀は、下原鍛治といわれる刀工群が製作した刀剣類の通称である。下原鍛治とは、今は東京都八王子市内となつていて、武藏国多摩郡の恩方村、横川村、慈根寺村（元八王子村）等に散在した山本姓を名乗る一族の刀工群の総称である。この地は管領山内上杉領で、上杉家の老職（武藏守護代）の滝山城主大石道俊、そして、小田原北条氏の関東制圧後は三代氏康の次男八王子城主北条氏照の庇護を受け、その後の徳川家に旧領は安緒され、その御用を勤めた。作刀上では室町時代末期より、安土桃山、江戸時代を通して、周重・康重・照重・廣重・正重・宗國・安國等の刀工を生み、代々下原鍛治の伝統を受け継いできた。江戸初期は新刀伝をとり入れ作刀も多く、下原鍛治が十家に及び「下原十家」といわれた。江戸中期になると衰退するが幕末まで続く武州唯一の刀工群である。

二、下原鍛治の源流

下原鍛治が、この地に移住して刀鍛冶を始めたのはいつ頃か、そしてこの刀工達はどこから移住し、どのような系統の鍛冶であるかについて述べるが、不明の点が多い。

(一) 相州鍛冶の流れ

①相州鍛冶の流れを伝える剣書に、つぎのものがある。

寛政八年（一七九六）刊、鎌田魚妙著の『本朝鍛冶考』に、「周重、申下後柏原御宇、文龜（一五〇一～三）、永正（一五〇四～二

○)、相州綱家一門、当国八王子住、但馬守」とある。

竹屋家の伝授本であった慶長木版の『後鳥羽院御宇番鍛治次第』(著者不詳)に、「周重、生國鎌倉流、当国ニ来テ、下原ニ住スルナリ」とあり、周重は鎌倉鍛治で、時代は文亀・永正として、下原に移住し、下原鍛治の祖となつたとある。

桃山時代の伝授本『上極花実覚祇書』に、「周重、武藏国住人、横山下原住但馬云同銘二代後を周重内匠なまみと云、後奈良院御宇、大永(一五二一)~(一七)」とある。

江戸初期の写本『本阿弥大銘尽秘伝』は、「周重、大永より天文(一五三一)~(五四)比ころ綱家弟子、兄但馬守ト云、七十計ニテ死ス」同じく「周重、弟長門守、天文比、初メ相州綱家ノ弟子ニナル、のち相州周廣の弟子」とあり、この系図によると、兄の但馬守周重は相州綱家の弟子で、弟の長門守周重は初め綱家の弟子、のち相州周廣の弟子で、下原鍛治は嶋田鍛治の小田原相州系となつていて、

②康重家の、明治新政府に提出のために書かれた文書に、下原鍛治の源流について「元祖は山本藤左衛門尉周治と称し、藤左衛門卒但馬鍛治門人ニ相成申候、相州藤沢在ニテ数代鍛治住居仕、其後国々修行仕候、山本但馬周重末孫文明年中、武州多摩郡下恩方村字辺名ニ住居仕、相州正宗伝之鍛方仕候、天文二年北条家江召出、北条氏康、相模守氏直二代共、御用相勤屋舗拝領、諸役御免、苗字帶刀被差免御用鍛治相勤申候」とある。

③江戸時代の剣書は、下原鍛治の始祖である周重について、文亀・永正・大永・享禄・天文の時代をあげている。鍛治の系統としては、小田原相州・嶋田鍛治の綱家一門としている。

康重家文書では、元祖は山本藤左衛門尉周治で、その子の但馬が鍛治門人になり、相州の藤沢在ニテ数代鍛治として居住したとしている。藤沢鍛治は、相州古鍛治で鎌倉郡山ノ内庄の地鍛治・山ノ内鍛治が、需要先の三浦氏の没落などにより、藤沢に移つた鍛治群で、「吉廣」・「次廣」などがいる。周重は次廣あたりに学んだことになる。やがて藤沢鍛治は若州等に移ることになるが、その時、周重は大石氏の招きに応じて、武州の下原の隣接の辺名へんなに来て、そして下原に移住したものと考える。

(二) 相州鍛冶以外の流れ

①明和五年(一七六八)刊の『古今類字銘尽ここんらいじめいづくし』(著者不詳)に、周重は「登鯨ト云、下原トモ、文亀(一五〇一)~(四)」とあり、登鯨派の刀工としている。登鯨派は、仮名で「トクジラ」と記す文献が多いが、武藏国と下野国にいた刀工群の名称で、武藏国の始祖を「為吉」といい、鎌倉末期の元弘(一三三一)から建武(一三三四)となつていて、多摩とも高麗地方ともいわれている。

下野国のトクジラ派は、武藏国と同様に鎌倉末期から南北朝初期で、場所は栃木県宇都宮市徳次郎町で、江戸時代は「得次郎村」といっていた地域である。トクジラとは、日光久次良氏の一族が、この地に日光の二荒山神社を勧請し定住したので、宗家に対して外久

次良と称したことに基づくとされている。

②康重家文書のなかで、明治新政府に提出するための「先祖筋目書」の下書きとも見える文書に、照重家について、「山本右近尉安春、下野足利ニ住居、永正年中、武州多摩郡横川村ニ住居ス、安春伴二人周重、宗重刀鍛冶仕」とある。そして照重家の、江戸中期頃に書かれた文書には、「元祖、足利月光山^{ガツコウサンシモハラ}下原にて打ち、後横川に住居なり」とあり、下原鍛冶の発生地は足利月光山^{シモハラ}下原となっている。下原には「シモハラ」とふり仮名がしてある。

足利の下原は、栃木県足利市山下町の長松寺の、寛文の初め頃から記載されている過去帳から、山下町の一部であることが判明している。これに隣接して上原^{カミハラ}という地名のあったことも確認されている。しかし下原鍛冶の先住地とすれば、少なくとも天文以前であり、その頃からの地名であるかについては不明である。この地域には、昔から鑄物師や修驗者が住居していたといわれ、長松寺の裏山からは、古くからマンガン鉱が採れるという。

③相州伝以外の流れについて述べてきたが、登鯨派の後代の刀工について、武藏国、下野国とも下原鍛冶との結び付きについて十分な資料もなく解説されていない。江戸中期に書かれたとされる「元祖、足利月光山下原にて打ち」とある文書もどのような資料に基づくのか判明していない。現在のところ山本家に残されている文書からそれらを窺い知ることはできない。そして下原刀の下原肌といわれる独特な鍛え肌の関係から、肌物鍛えの奥州月山鍛冶との関係を考えることも課題の一つであるが、それを結び付けることのできる資料はない。したがって下原鍛冶の源流を相州鍛冶以外に求めるに現状では困難があると思われる。

④下原の地は、鎌倉時代には幕府の武士団の「武藏七党」が存在した地域にあり、相州鍛冶の本拠である相州鎌倉に近く、室町時代には、鎌倉山内上杉家の領内として、小田原北条時代には小田原相州鍛冶の本拠地小田原にも近く、東海道に通じ、物質・技術等の交流が行われ、師伝を保ちながら時代の変遷のなかで下原鍛冶の鍛練法が形成されたと考える。

(三) 下原鍛冶の呼称

①下原鍛冶の呼称と下原の地名の関係は、武州多摩郡下恩方村下原の地に、始祖である周重が居住して宗家となり、一族繁栄したので、その地名からの呼称と思われている。いつ頃かは不明であるが、地名は「したはら」であり、隣接して上野原^{うえのはら}がある。

しかしながら、下野足利月光山^{ガツコウサンシモハラ}下原といい、下原鍛冶が多摩郡に移住する前に鍛刀したといわれる故地に、武州の大里郡長在家村^{ながざい}（埼玉県大里郡川本町長在家）があり、小名として下原がある。そして、下原鍛冶の宗家である康重家の下恩方村、照重家が代々居住している横川村も、廣重家が居住した元八王子村の地も、下原鍛冶の居住したところはみな「下原」と小名されていることは地誌に明らかである。下原という小名は、下原鍛冶が定住したので、その地を下原といったことは明らかである。文政十年頃の康重家文書の中

近世以前の交通路（点線は推定路）



図① 下原鍛冶三宗家の所在地

に、刀工自身が刀工名に「下原刀鍛冶」と肩書きをつけた文書がある。下恩方村の下原は、下原鍛冶が定住したので下原なのか、下原の地に鍛冶が定住したので下原鍛冶のかは、即断しがたい。図①

四 領主と下原鍛冶

下原鍛冶が武州多摩郡下恩方の下原の地に来て鍛刀し、庇護した領主は、管領山内上杉家の武藏守護代の大石氏、上杉家を破り関東を制圧した小田原北条家、そして豊臣秀吉の小田原攻めのあと徳川家の御用を勤めることになり、下原鍛冶は、大石、後北条、徳川家と三百年以上にわたり連綿と続くのである。

①大石氏は「大石系図」によると木曾義仲の後胤で、源左衛門尉定久（入道道俊）の祖父頤重は長禄二年（一四五八）に高月城（八王子市高月町）を築き、永正十一年（一五一四）に亡くなる。父定重は晩年の五十五歳の永正十八年（一五二一）に滝山城（八王子市丹木町）を築き移り、大永七年（一五二七）六十一歳で亡くなる。定久（道俊）は延徳三年（一四九一）の生れで、父の死により家督を相続し、天文十五年（一五四六）に後北条氏が川越の戦（埼玉県川越市）で上杉山内憲政・扇谷上杉朝定・足利晴氏連合軍を破った時は北条氏康の手に属していた。

剣書による下原鍛冶の祖周重は、大石氏の招きに応じ下原の地に来たが、大石氏三代の内だれに招かれたかは、周重の刀槍に年紀のあるものが皆無のため、それからは確定

できない。

康重家文書に「武州多摩郡下恩方村^{へんな}辺名」に住居し、その後下原に移ったとあるが、辺名と下原は隣接の地で、辺名には金山神社はあるが刀工遺跡としての鉄滓が発見されていない。下原の地は高月城、滝山城のいわゆる城下町でなく、大石道俊が別城としていた「淨福寺城（新城）」の城下にあたる。

淨福寺城には隣接して淨福寺があり、大永五年（一五六五）十二月十三日、「大檀那大石源左衛門入道道俊并子息憲重」と記載の棟札があり、これが道俊の初見である。

文政十年（一八二七）刊の『武藏名勝図会』には、「この城は大石源四郎憲重が居城なり」とあり、「この人に男子なければ、氏政が計らいにて松田肥後守三男源七郎を養子となし、大石四郎左衛門と号せしは是なり」とある。淨福寺城は大石憲重の居城であるとしている。

『相州古文書』に、座間鍛治鈴木神左衛門尉に天文十四年正月廿二日、「周廣」銘をあたえる名字状がある。発給者は「総周（花押）」である。総周は松田肥後守の子息松田繩周^{つなちか}であり、道俊の養子といわれる。図②

白山神社（八王子市廿里町）に、「天文廿二年甚寒吉日、大檀那大石氏源左衛門尉繩周」の棟札がある。この繩周は大石氏当主の官途を名乗り、道俊の後継者であり、名字状の総周であると考る。「繩は綱」であり、「総は綱」であろう。

天文十四年（一五四五）に、後北条氏の重臣松田氏繩周が大石領の鍛治鈴木神左衛門尉に「周」の一字をあたえていることは、大石氏が後北条方に属していたことを示している。

下原鍛治は、大石道俊・憲重父子が上杉管領家に属して淨福寺城に拠っていた大永年間に下原の地に居住したと考える。その後大石氏の動向のなかで初代周重の「周」は、大石綱周の一字を受けたものであろう。

②北条氏康の次男氏照は、『寛政重修諸家譜』によれば天文九年（一五四〇）に生まれる。天文十四年（一五四五）頃、大石道俊は後北条氏に降り、氏照は大石氏の養子となり大石源三と名乗り、氏照印判状（如意成就）の初見は永禄二年（一五五九）であり、その頃滝山城に入城したと思われる。永禄五年（一五六二）に、相



図② 鈴木神左衛門尉名字状（鈴木家文書）

州座間^{ざま}の鍛治鈴木弥五郎に、屋敷分を安堵し公方の御用を命ずの発給文書がある。永禄八年（一五六五）には武州柏原鍛治の新井新左衛門尉に棟別錢を免除し、代納として鎌の穂先納入を命じた文書がある。下原鍛治の山本家には北条家との関係文書はなく、八王子城落城の際にすべての文書を焼き捨てたといわれている。

初代周重の子の二代周重が、北条氏康から「康」を賜り、初代康重となり、康重の弟と見られる照重の「照」は、北条氏照から賜つたとされる。このことは、承応二年（一六五三）紀の『本阿弥大銘尽秘伝』の、初代康重の条に「天文ヨリ天正迄、北条氏康ヨリ康ノ字被下」とあり、古くからいわれているところである。

後北条家から屋敷除地を受け、諸役免除・苗字帶刀等の社会的地位は徳川家にそのまま認められ江戸時代に続くが、下原鍛治のすべての基礎は、後北条家から与えられたものである。

氏照は、滝山城が集団密集戦法等に弱い点から新しく八王子城（八王子市元八王子町）を築いたが、天正十八年（一五九〇）六月二十三日に八王子城は天下統一の秀吉の北国勢、前田利家・上杉景勝等の軍勢により落城する。七月には小田原城は開城し、北条氏政・氏照は自刃し、小田原北条家は滅亡する。

下原鍛治は、北条家滅亡後甲州等に逃れ、特に照重には甲州打ちの在銘の刀・薙刀等が現存している。

③関東を得た徳川家康は、天正十八年（一五九〇）八月一日、江戸城に入る。八王子の地は武断派の本多佐渡守の差配を受けるが、まもなく大久保石見守長安が領主となつて戦後の経営にあたる。

康重家文書に「權現様御代、御陣御道具數度被為仰付、打立差上候に付、御入國の砌より、諸役御免の御除地被申置並びに苗字帶刀御免にて」とあり、下原鍛治と徳川家との関係は後北条家滅亡後すぐに発生し、徳川家の御用を勤め北条家以来の地歩を推持することができた。認められた除地は、康重家四町八反二畝二十歩（一四、四八〇坪）、照重家一町一反三畝十四歩（三、四三四坪）、廣重家九反五畝十六歩（二、八六六坪）である。

下原鍛治は徳川家から鍛治職の免許・除地・苗字帶刀・麻糸着用等の特権が与えられ、社会的に特殊な地位を推持してきた。それは將軍家の代替り毎に「恐悦」という方法で、老中・若年寄を歴訪して、いわゆる「恐悦文書」を差し出して来ることであった。その時は麻糸着用・帶刀の姿であり、直接支配地の役所にも、老中・若年寄に恐悦に出頭した旨を届け出ている。これは他に余り例を見ないところであるが、康重家文書に「三代将軍様に恐悦申上候」とあり、最初の恐悦は三代将軍家光となつてゐる。江戸幕府の御用鍛治職として、いつでも御用に応じられる特別な関係にあつたといえる。

三、下原鍛冶の始祖・周重

(一) 周重の先師

①剣書で周重の先師とされる綱家は、嶋田鍛冶二代義助の子で義家といい、嶋田より小田原北条家に招かれ、二代氏綱より「綱」を賜り綱家と改名して、小田原相州の統領となり、弟の康國や綱廣とともに天文以後の相州鍛冶を掌握したようである。天文七年（一五三八）に、綱家、康國、綱廣それぞれ北条氏綱の命により太刀を作り、氏綱はそれを鎌倉八幡宮（神奈川県鎌倉市）に寄進している。綱宗銘は「奉納八幡宮御宝殿北条左京大夫氏綱天文七戌戌八月二日所願成就皆令満足綱家作」とある。小弓御所足利義明・里見義堯を国府台（千葉県市川市）に破った戦勝祝いの二尺九寸五分（八九、三纏）の大太刀は、当時の太刀柄とともに、現存している。

綱家は、相・武・甲・遠州の各地に鍛冶指導したといわれているが、周重との関係を示す資料は他にない。

②康重家にある「明治二巳年四月日 古刀新刀御用日記帳 武州下原山本内記」と表書した文書に、下原鍛冶の元祖についてつぎのように記されている。

山本藤左衛門尉之男 山本但馬ト申モノ刀鍛冶ヲ仕リ 其後鎌倉江相勤 鎌倉綱廣島田祖正利御用鍛方相勤 其節周重ハ相州藤沢在ニ住居仕リ候ト申伝來リ及候 德川様御代ニモ綱廣正利周重御槍御用相勤申候 武州多摩郡下恩方村辺へん名住居山本但馬周重 同所住居山本内匠周重 同村下原江住居但馬守周重 山本藤左衛門尉 山本内匠周重 後康重ニ改

この文書は、新政府に対して、除地・苗字帶刀・麻袴着用の確認申請のために作成されたと見られるもので、「北条家江者享禄年中より相勤申候」とも記されている。

この文書には種々の混乱があり、康重家にはこれを裏づける資料等はないが、代々の伝承等により記されたものと思われる。

鎌倉綱廣は、小田原北条家二代の氏綱より「綱」の一宇を受けられて綱廣となるといい、綱廣には天文二年以前の年紀がなく、またそれをさかのぼる年代の作例はみられないようだ。また、綱廣は正廣の改名という説のほかに、嶋田義助（永正）の子（門ともいいう）が廣次家の養子となり、相州正宗の系統を再興したという説がある。綱廣ははじめ小田原にて打ち、のち鎌倉に所領を得て正宗の正系を名乗ることになる。

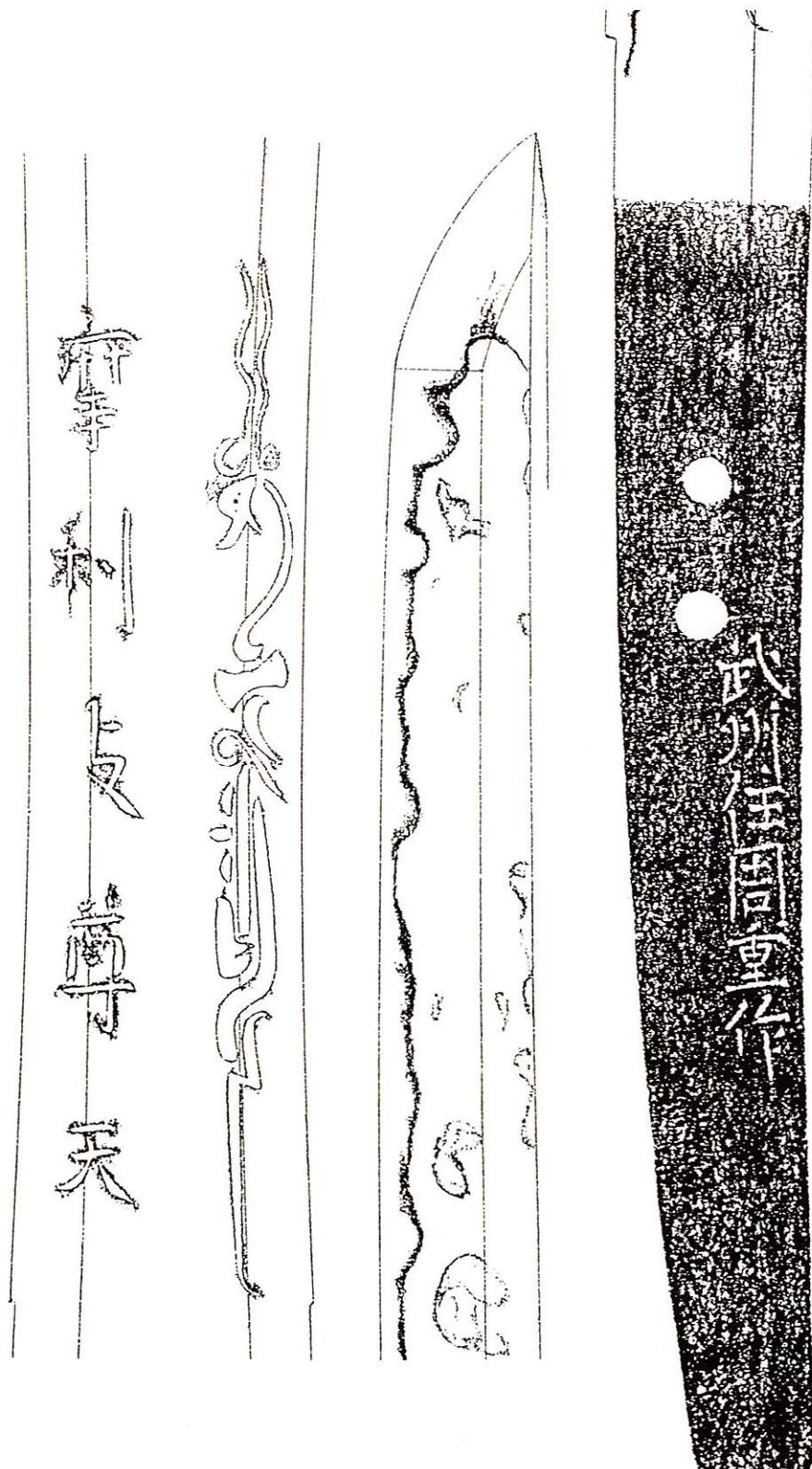
嶋田祖正利は、実在ではなく、正利は小田原相州の「政俊」の誤記ではないかと考える。政俊とするならば、嶋田初代定廣門で、初代は享禄頃で、二代は天正頃となっている。

周重は相州綱廣や嶋田鍛冶の政俊とともに、鎌倉で鍛冶として相勤めしたことにより、享禄・天文の時代に活躍していたことになるが、

徳川家に三人で槍の御用を勤めたとは考えられない。

③周重の作品 刀 押形①

刀 銘 武州住周重作 刃長七五・四纁（二尺四寸九分）、反り一・三纁（七分五厘）。鑄造、丸棟、腰反り深い姿。鍛えは、杣目に板目が流れて交じり、綾杉がかり、よく詰み地沸つく。刃文は大互の目乱れ、皆焼がかり、尖り刃交じる。刃縁に小沸つき、匂い口締りごころ。帽子は深く先掃ける。彫物は、表に「草の俱利伽羅」、裏に「摩利支尊天」の陰刻。茎は生ぶ、僅かに区送り、先栗尻、鑓目は切り、目釘孔二、表棟寄りに六字銘がある。



押形① 武州住周重作

(二) 藤沢鍛治

前述の康重家文書に、「其節周重ハ相州藤沢在ニ住居仕リ候ト申伝来リ及候」とあり、武州多摩郡下恩方村辺名に来る前は藤沢に住んでいたと申し伝えられている。

藤沢住の刀工として吉廣・次廣がいる。「吉廣」は、秋廣や廣光などの親といわれ、相模古鍛冶の藤源次の末という。「次廣」は吉廣の族という。文保二年（一三一八）紀の吉廣は、大井川九郎または大井川五郎二郎ともいわれ、鎌倉山ノ内庄にいた藤源次の地鍛冶といふ。康安二年（一三六二）紀の吉廣は、廣光門または弟といわれ、大井川九郎二郎という。応永七年（一四〇〇）紀の吉廣から宝徳に続く。明応三年（一四九四）には鎌倉鍛冶の需要先の三浦党の三浦時高ときなかはその養子三浦義同よしあつ（道寸どうすん）の弑じに遭うなど三浦家に大きな変動があった。そこで、明応三年紀の吉廣、明応元年（一四九二）紀の次廣（初代）は鎌倉を去って藤沢に移り、のち一族は若狭国小浜に行っている。そして永正九年（一五一二）八月には、伊勢長氏（北条早雲）は三浦道寸を駆逐して鎌倉に入り、四年後の永正十三年（一五一六）に三浦一族は長氏によつて滅亡する。三浦氏と関係の深かつた藤沢鍛冶は、ふたたび若州等に移つたものであろう。

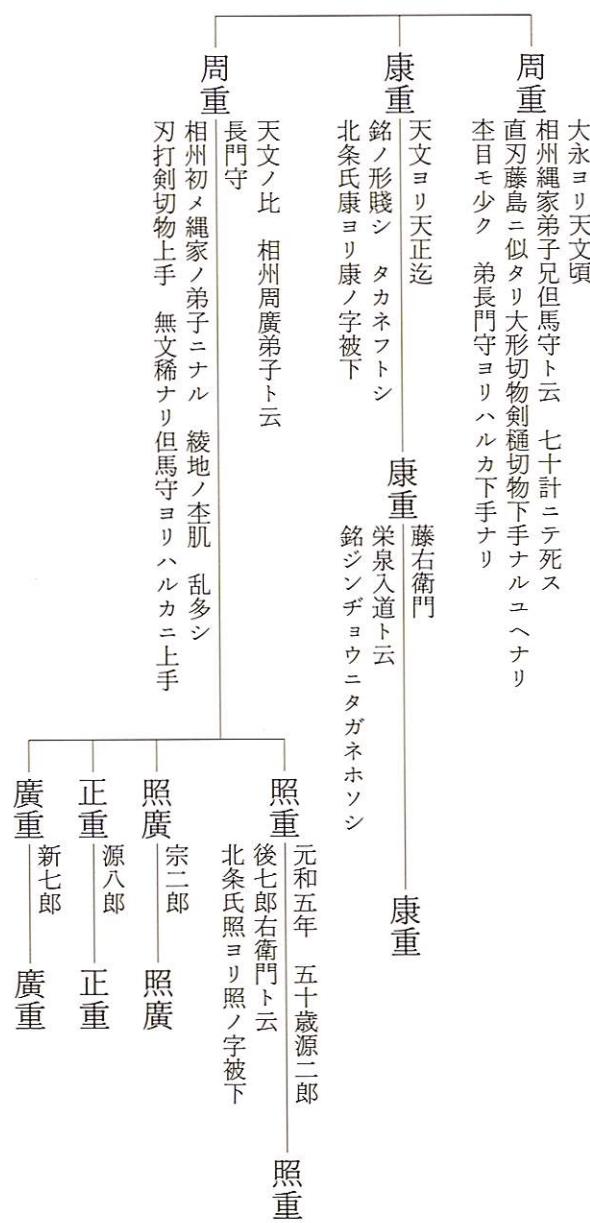
周重もこのようなかで藤沢から、大石氏の招きに応じ、大石氏の居城の淨福寺城（新城）にいじょうの城下である武州多摩郡下恩方村辺名に移つてきたものと考える。

吉廣、次廣の藤沢鍛冶が藤沢のどの場所で鍛刀していたかは定かでない。藤沢市藤沢一丁目の妙善寺境内に「正宗稻荷」がある。安永七年（一七七八）に妙善寺の住僧が書いた縁起によると、鎌倉幕府に祀つていた“正宗稻荷”が、幕府崩壊の際、ご神体が戦火を逃れて、妙善寺の樋の上に降臨されたので、そこにお祀りしたのが現在の社殿であるという。藤沢鍛冶との関係を具体的につかむことはできない。

周重は藤沢に住居し鍛冶を営むとあるが、現在のところ確かな証拠となるものはない。鍛冶としての鍛錬法、作刀の上からも直接的な結び付きは発見できないように思われる。藤沢の地は東海道に位置し、下原にも近く、鎌倉、小田原、駿州嶋田、ひいては伊勢桑名に通じ、交通による人々の往来・物資の流通・技術の交流または流行等による類似性としてとらえることは可能である。しかしながら末相州・小田原相州・嶋田・下原等鍛冶のもつ作刀上の特徴等は、それぞれ明らかなものである。

(三) 座間・鈴木鍛治

①前述の承応二年（一六五三）の写本『本阿弥大銘尽秘伝』の「武藏国横山下原住」の条に系図が所載されている。いろいろな書き込みのなかに座間鍛治との関係の記載がある。

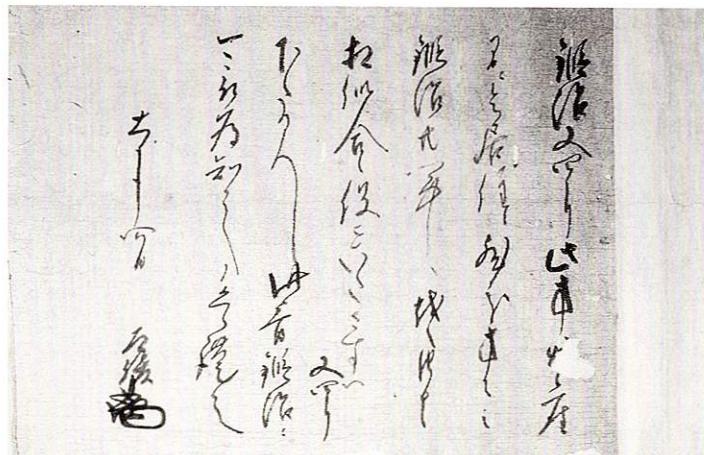


この系図では、大永より天文までの但馬周重と天文より天正までの康重が同列であり、天文の頃の長門周重がのち照重でなく、元和五年（一六一六）頃五十歳とした照重が北条氏照より「照」の字を賜つたとしているが、天正十八年（一五九〇）七月に北条家は滅亡し、また、照重には武藏御嶽神社に奉納された刀「武州住照重納是作、元龜二年（一五七二）二月八日」、長さ一尺五寸七分（七七・八纏）、反り一寸二分（三・六纏）が現存し、時代的に無理であり、誤りである。

但馬周重は、嶋田鍛治で小田原相州の綱家の弟子で、長門周重も初めは綱家の弟子であつたが、その後相州周廣の弟子と記されてゐる。周重を周廣の弟子とした文献は、この写本のみである。周重と周廣の関係を示す資料は他にない。

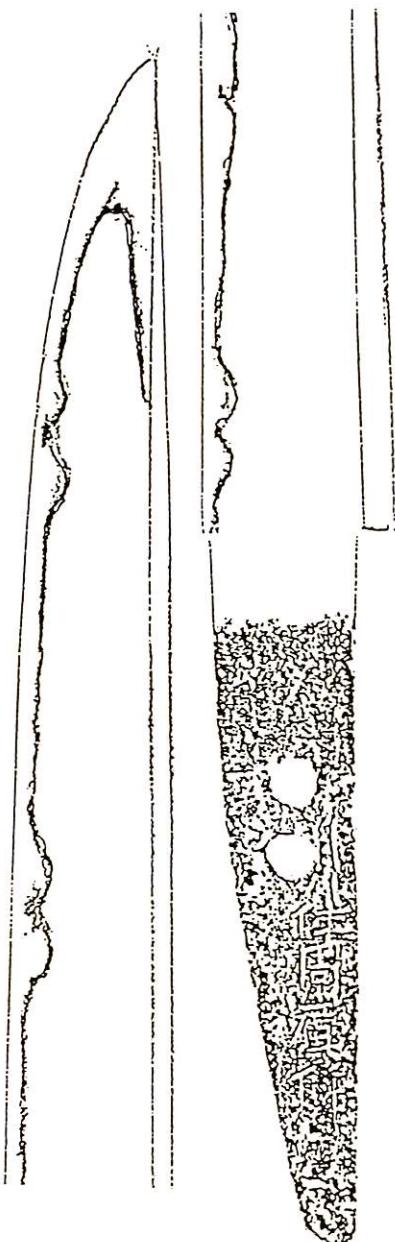
周廣の作品 短刀 押形②

相州住周廣作 刃長二五・三穂（八寸三分五厘）、反りなし。平造、庵棟。鍛えは板目流れごころとなり、地鉄つみ地沸つき地景入る。刃文はのたれに四か所の浅い互の目が二つ連なる。小沸できわづかに金筋、砂流しかかる。茎は刃上り栗尻、鑓目は切り、目釘孔二で、棟寄りに六字銘がある。



図③ 真月斎道俊書状

鈴木家文書に、領主である真月斎道俊（大石道俊）の書状がある。
①鈴木家文書その一 図③



押形② 相州住周廣作

鍛治又四郎此方へ出、座
間ニ令居住候、然処、方々之
鍛治共、郷中へ越候由申候、
相似合之役をいたさすハ、又四郎
下たるへく候、此旨鍛治ニ
可被為知之候、恐々謹言、
三月六日、道俊

六月四日 道俊（花押）

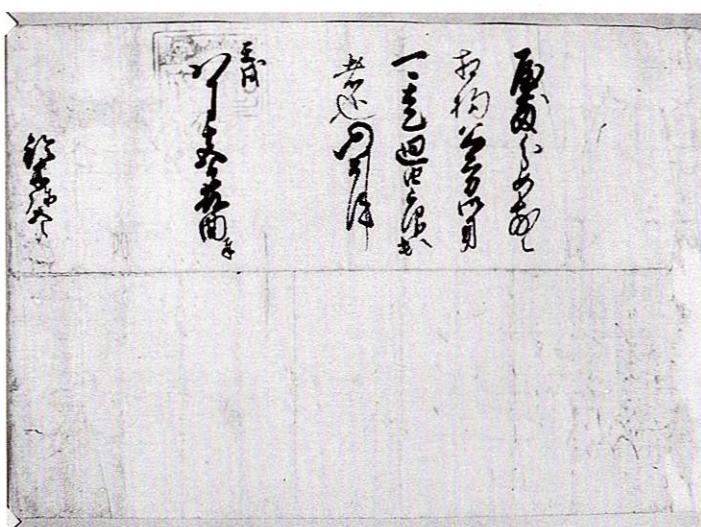
鍛治の又四郎（周廣の俗名という）は座間に住ませておいたが、郷中（武州滝山城下か）の刀鍛治の連中も又四郎を呼び寄せるに賛成している。相応の役目につかせるから、又四郎は下つて來い、この旨を鍛治に伝えてくれ、という文書である。この文書の包紙に、「□□中務丞殿」とあるが、どのような人物かは不明である。

この文書には日付の年号がないが、天文十二年（一五四二）頃、また「郷中」を滝山城下と推定するが定かでない。

また、天文十四年（一五六五）正月二十二日に、總周なる者が、鈴木神左衛門尉あてに「周廣」なる刀匠名を授ける旨の名字状（折紙）があることは、前述のとおりである。

他に鈴木弥五郎あて北条氏照の印判状が二通ある。

①鈴木家文書その二 図④



図④ 北条氏照印判状

屋敷分如前々
相拘、公方御用
可走廻由、被仰出
者也、仍如件、
(永禄五年如意成就朱印)

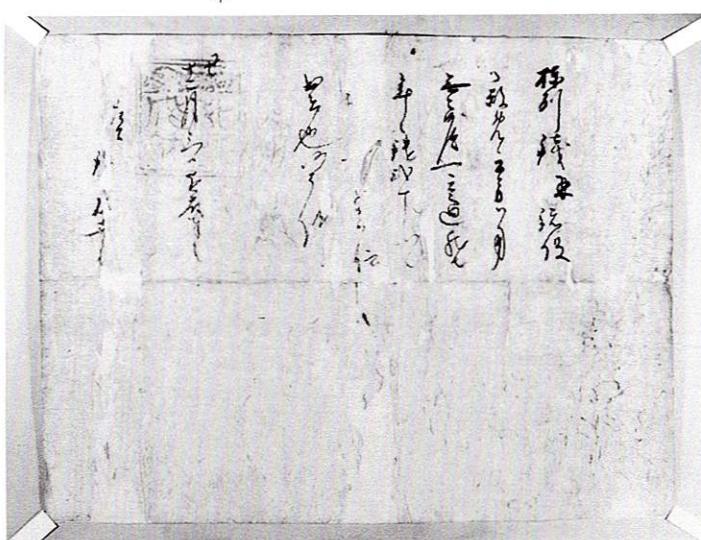
壬戌

八月十
五日

藤曲奉

鈴木弥五郎殿

②鈴木家文書その三 図⑤



図⑤ 北条氏照印判状

棟別錢並諸役

御赦免候、公方御用
無々沙汰可走廻、然者
年々鎌武丁づつ
可致進納旨、被仰
出者也、仍如件、

(永禄八年如意成就朱印)

丑

十二
月三日

進藤奉之

座間
鈴木弥五郎殿

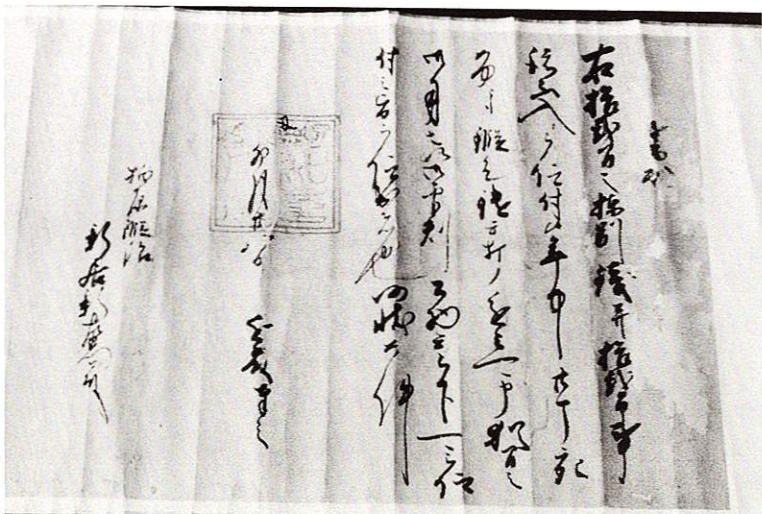
①の印判状は座間鍛治・鈴木弥五郎に前々の如くに北条氏の御用鍛冶を勤めるよう命じたものである。

②の印判状は、鈴木弥五郎に棟別錢ならびに諸役を免除し、かわりに年間一丁づつの鐘の穂先の納入を命じたものである。

(四) 柏原・新井鍛治

柏原は埼玉県狭山市にあり、隣接する入間市の西北は、飯能市の境、西南は青梅市方面につづくところ、新久^{あらく}を中心に入間川沿岸の断崖に砂鉄の密集した鉱床があるという。これを「入間砂鉄」と呼んでいる。柏原鍛冶では製鉄が行われ、さかのぼつて「高麗鍛冶」との関係もあり、登鯨派がこの地方にいた鍛冶である可能性は高い。しかしながら周重が登鯨派出身の鍛冶という確証はない。

①新井家文書その一 図⑥



図⑥ 北条氏照印判状

書玉

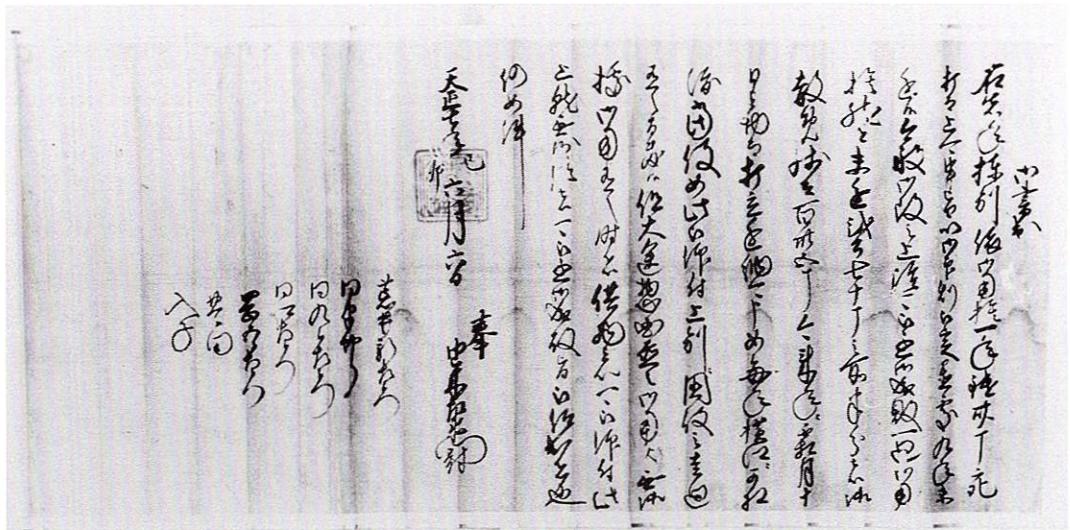
右、拾弔間之棟別錢并拾弔間事、
諸不入二被仰付候、年中廿丁宛、

如何ニも鍛候て鐘を打、進上可申候、猶、間之御用者、以御印判、公物を被下、可被仰付之旨、被仰出者也、仍狀如件、

丑
(永祿八年如意成就朱印)

柏原鍛治

新居新左衛門尉殿



図⑦ 北条氏照印判状

御書出

右、先年棟別依御用捨、一年鎧卅丁宛
打而上可申旨、以御印判被定置処、九年未
進候、今般御改之上、雖可被遂御成敗、一廻御用
捨、然者未進式百七十丁之所、半分者御
赦免、残者百卅五丁、今來年ニ霜月十
日を切而打立進納可申、如每年横江ニ可相
渡、當役如此被仰付上、別ニ國役之走廻
有之間敷候、但大途惣国並之御用歟、無所
據御用有之時者供物を以、可被仰付、此
上就無沙汰者、可被遂御成敗旨、被仰出者也、
仍如件、

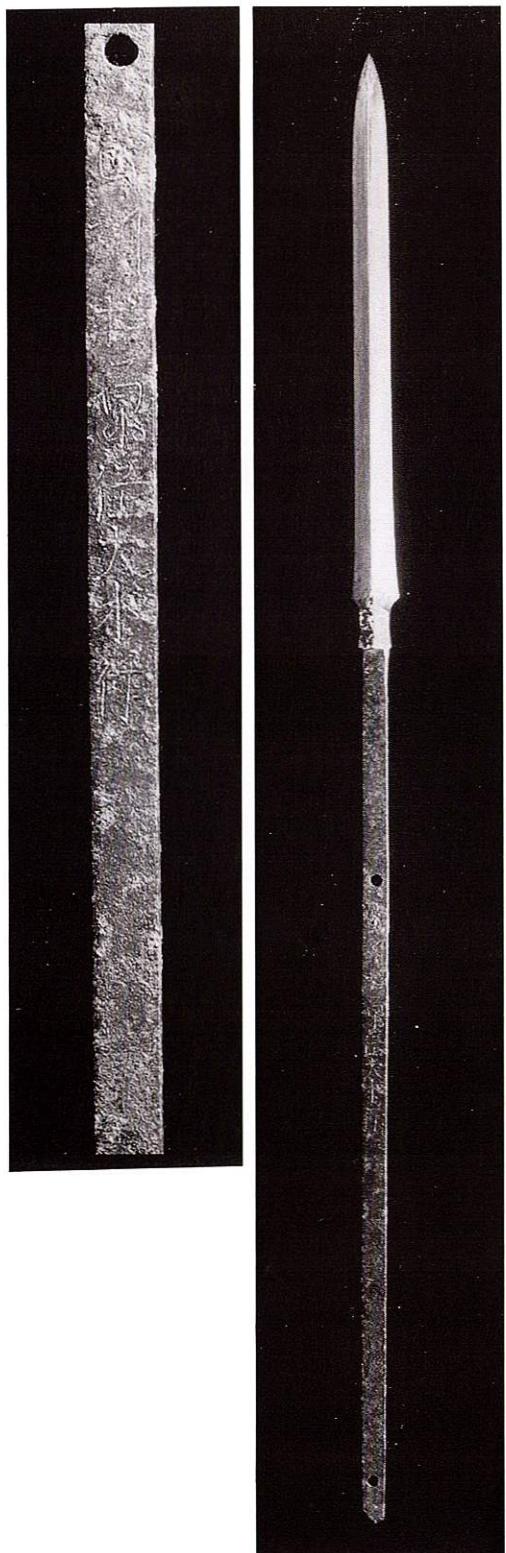


①の印判状は、柏原鍛治の新居新左衛門尉は、十二軒分の棟別錢を免除されていた。そのかわり年間二十丁づつの鎧の穂先を鍛造して滝山城の氏照の所に納入すべく命じられた。また、これ以外に御用を命じる場合は、氏照の朱印状で命じ、代金（公物）を支払うから、御用を勤めるよう、申し渡している。

②の印判状は、柏原の御用鍛冶の新井氏に鎧の穂先を年間三十丁づつ納入を命じた。しかし、九年間も納入がなく、二七〇丁もの未納分がある。成敗されるべきところ、それはひと先ず置いて、半分は免除するから、残り一三五丁は今来年十一月十日までに納入せよ、と厳しく申し渡している。

柏原鍛治については不明な点が多く、領主の命令を九年間も履行しなかった事由等についても今後の課題である。

柏原鍛治は槍鍛冶ともいわれ、子孫の家に「武州柏原住大水作」刃長二三・五纁（七寸七分）、身幅一・六纁（五分三厘）、全長六七・八纁（二尺二寸三分強）の平三角直槍がある。作者は、応永三十二年二月二十三日没した増田正全とされている。図⑧



図⑧ 武州柏原住大水作

四、下原鍛治の宗家・康重家

(一) 初代康重

二代周重が、小田原北条氏三代氏康から「康」の字を賜り、周重を改名して初代・康重となつた。このことは『本阿弥大銘尽秘伝』に記され、他の剣書でも伝えるところについては前述のとおりである。

二代周重が康重と名を改めたのはいつ頃か明確でない。康重に北条氏康と有縁の事実を証する銘文等の刀剣は未見である。

北条氏康は永正十二年（一五一五）の出生とされる。初陣は十五歳の享禄三年（一五三〇）、武州小沢原（神奈川県川崎市）で扇谷上杉朝興を破る。天文六年（一五三七）二十二歳の時、扇谷上杉朝定を攻めて武州河越城を取る。翌天文七年（一五三八）、足利義明、里見義堯を国府台（千葉県市川市）に破る。天文九年（一五四〇）、のちの八王子城主氏照出生。天文十年（一五四一）七月十七日、二代氏綱五十五歳死去。天文十五年（一五四六）、山内上杉憲政・扇谷上杉朝定・足利晴氏の連合軍を河越城で撃退。永禄二年（一五五九）四十四歳の時に隠居し、長男氏政二十二歳に家督を譲る。元亀二年（一五七一）十月三日、五十六歳で死去している。

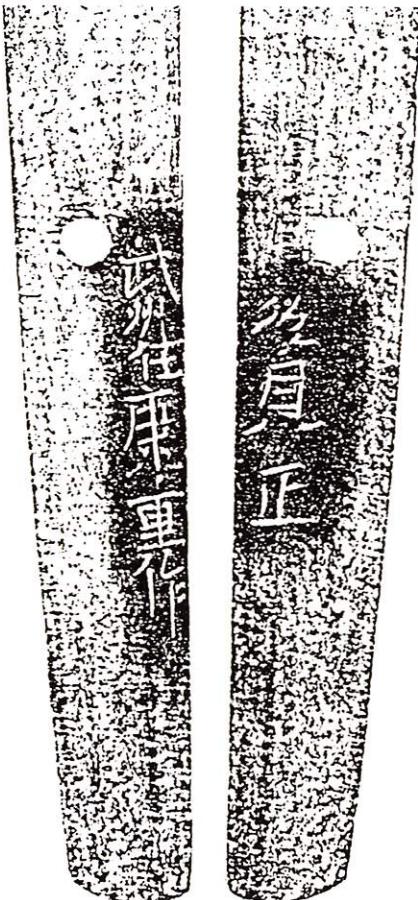
康重家文書に「天文二年北条家江召出」とあるが、領主の大石氏は上杉家重臣として北条氏と敵対関係にあり疑問である。しかし、天文七年の国府台合戦について、「鴻之台合戦」に多摩付近の者が北条軍幕下で戦ったことが見えてるので、大石氏も国府台合戦の前に北条家に降つたことも考えられる。大石氏の鍛冶である周重も後北条家の御用を勤めていたかも知れない。

文政十一年（一八二八）成立の『新編武藏風土記稿』の「大石家系図」によると、北条氏照が大石定久（道俊）の養子となつたのは、天文七年十一月三日とあるが、天文七年十月七日に国府台の決戦があり、氏照はまだ生まれてなく、氏政は当歳である。

大石氏の鍛冶であつた周重が後北条方の鍛冶として編入されたのは、天文七年（一五三八）か、もしくは天文十五年（一五四六）か、いずれにしても氏康が隠居する永禄二年（一五五九）までに「康」の一字を賜つたと考える。

初代康重には「加賀四郎資正」との合作刀がある。**押形③**

資正は、和泉国堺の刀工で加賀四郎四代といわれている。資正には初代村正の門人で天文頃の刀工もいて、伊勢と和泉との交流があ



押形③ 康重・資正合作刀

り、そして天文・永禄の時代に武州下原の康重も伊勢国に出掛け技術を磨いていたので、伊勢国での資正との合作と考える。後年、桑名総社（春日神社）（三重県桑名市）に、「武州八王子多西郡横山之住人於勢州桑名下原廣重作之」「寛永十六己卯年四月吉日」刀身に（表）春日大明神、（裏）梵字一字の彫物のある、両鎬造り宝剣を奉納している。下原鍛冶は伊勢の刀工から、造り込み、刃文、茎の形等多くのことを学んでいる。

（二）康重の世代

康重家には「世代書」等があるが、二代目の山本内記周重が慶長十九年徳川家の御用を仰せ付かり、「御諱之御一字被下置康重ト改ム」など、家康の「康」を受けられたとし、先代の康重の存在を故意に書き落して徳川家に提出するなど、後北条家との関係の明示を避けて作成したものが多く、代数に増減があり不明な点が多い。

そこで延宝頃に作成されたと思われる「過去帳」をもとに康重家の世代を考えてみる。

元祖 山本藤右衛門尉周治

先祖（大永）但馬周重 「武州住周重作」「周重作」

初代（天文）内匠周重（なくみちかく）のちに康重と改名 「武州住周重作」「武州住康重作」

二代（天正）「武州住康重作」「武州住康重」「武州下原住康重作」「武州下原住康重」「武州住人山本藤右衛門康重作」「武州下原住康重本与五郎打之」（年紀）天正十六

三代（慶長）（新刀初代）「武州住康重」「武州下原住康重」（年紀）寛永十九

四代（寛永）「武州住康重」「武州下原住康重」「武州下原住内記康重」 寛永十六年（一六三九）五月没

五代（寛文）「内記康重」「武州下原住康重」「武州下原住内記康重」「武州住内記康重」「武州下原住内記康重」（年紀）正保元、万治元、寛文七・九・十二、

延宝元、延宝四年九月没 山本藤右衛門事

六代（延宝）「武州下原住山本内記康重」延宝四年（一六七七）一月没

七代（元禄）「武州下原住康重」「武州下原住内記康重」元禄十四年（一七〇一）十一月没

八代（享保）、九代（宝曆）、十代（安永）、十一代（寛政）、十二代（文化）、十三代（天保）、十四代（嘉永）、十五代（安政）で明治を迎える。

「過去帳」は延宝頃に作られ、元禄頃までは同一人が書き加え、その後順次書き込んだもので十二代を記載し、「世代書」は十五代を記載して三代の相違がある。明治四年（一八七一）の検地の際の記録には、「山本内記康重拾五代之後胤、山本内記後に山本茂助ニ改

ム。当四十五歳、父仲次郎」としてあり、十五代が正しいようである。

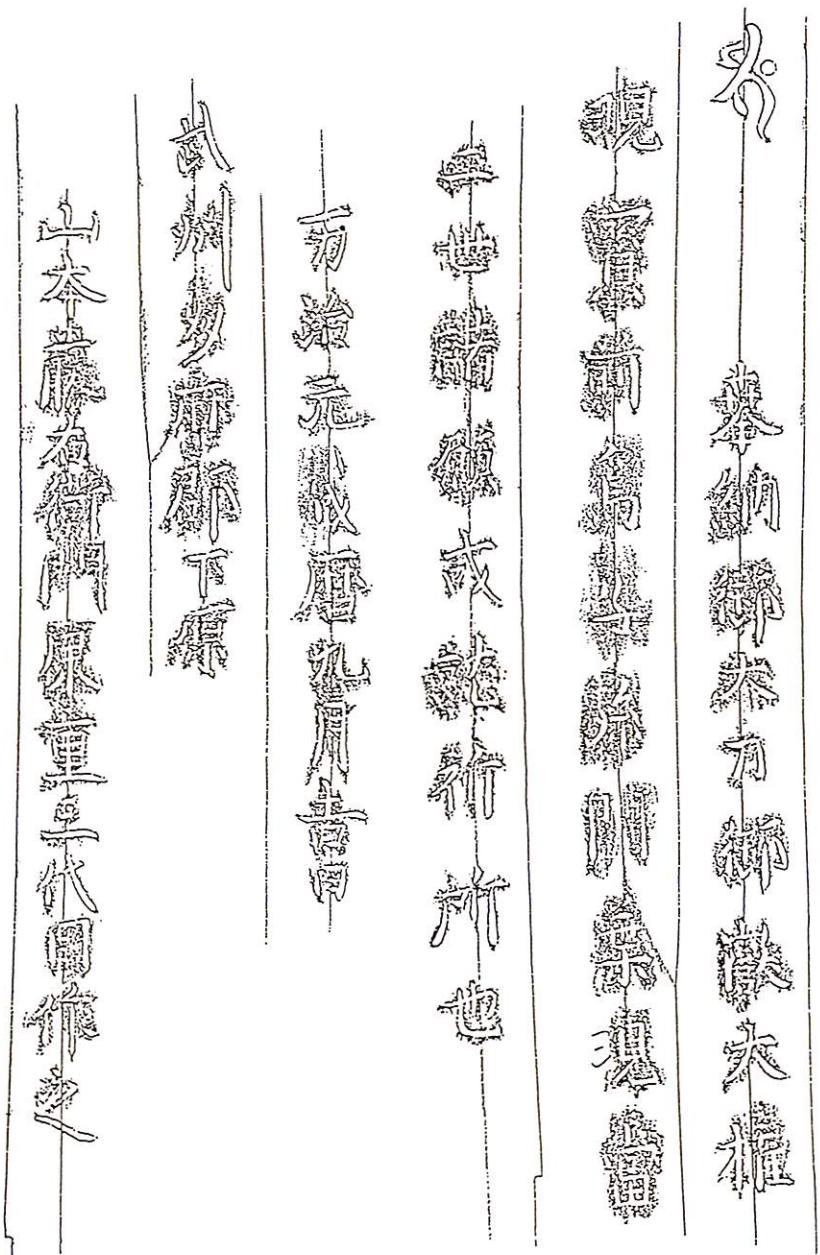
武藏御嶽神社（東京都青梅市）に「山本藤右衛門康重三代目作之」と銘を刀身に切りつけた、刃長四尺三分（一二二釐）の奉納刀押

形④がある。刀身の銘はつぎのようである。

（表）奉納御太刀御嶽大権現宝前 為子孫門葉現當二世諸願成就祈所也

（裏）万治元戌暦九月吉日 武州多麻郡下原山本藤右衛門康重三代目作之

藤右衛門三代目とは、過去帳に山本藤右衛門事と注記のある、五代目藤右衛門のことである。五代目康重がなぜ「三代目作之」と銘を切ったか。それは古刀期初二代の康重は、後北条氏との関係が深い、これを伏せて、徳川家康の「康」をもらったことにした康重を初代にして、すなわち徳川の世になってから三代目という意味であろうと考える。新刀の内記康重より数えての世代と解釈すれば、すべての文書、記録と一致する。



押形④ 五代康重

(三) 康重の代別

下原刀は年紀のあるものが少なく、とりわけ康重には少なく、確定的事実より推定の部分が多い。先学の研究成果をもとに現時点での代別について述べる。

①初代

初代康重は、二代目内匠周重が天文年間に、北条氏康から「康」の字を賜り、康重と改名した。初代康重は現存する刀が少ない。押形⑤



押形⑤ 初代康重

②二代

二代の天正年間は下原鍛冶がもつとも隆盛の時代で、優れた刀剣が多く現存している。下原鍛冶宗家の山本家の名乗りは藤右衛門であるが、他に「武州下原住康重」の下に続けて草書風に「山本与五郎打之」と銘を切った、いわゆる「与五郎銘」の存在がある。『藤



押形⑥ 二代藤右衛門康重



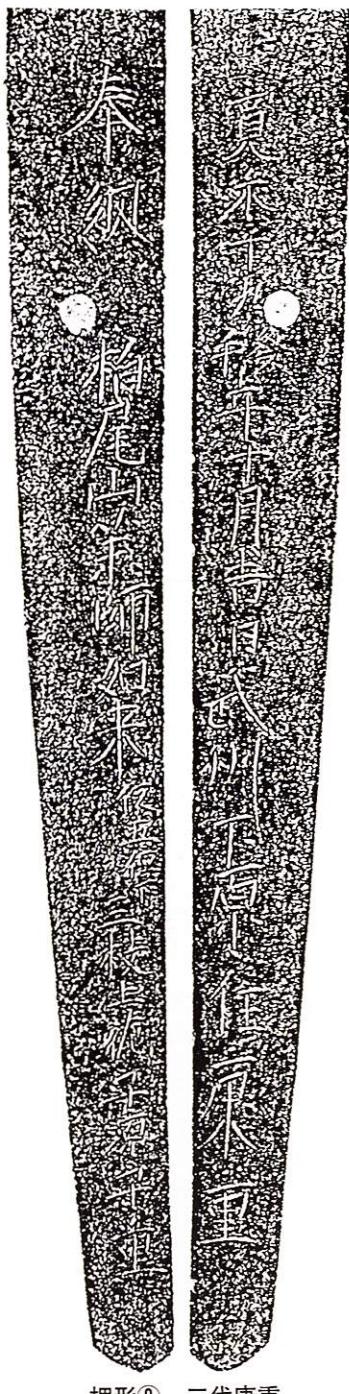
押形⑦ 二代与五郎康重

右衛門銘”と与五郎銘とは同一人とは考えられず、天正時代に二人の康重が存在したことになる。康重の古刀期三代説も考えられるが、少し無理があるよう思う。多くの需要を受けての刀工集団における二人説など考えるところであるが、二人以外の銘の存在もあり、今後の研究にまちたい。押形⑥・⑦ モノクロ図版③・④・⑤

③三代

三代は新刀期初代となる。天正十八年（一五九〇）八月、家康は江戸城に入る。下原鍛冶は「先規の通り」許され、徳川家の御用を勤めることになる。康重家文書に「権現様御代、御陣御道具御槍千本」の御用を承りとあり、多数の槍を鍛えた。

大善寺（山梨県勝沼町）に三代の奉納刀がある。太刀 銘（表）「寛永十九年壬午十月吉日武州下原住康重」（裏）「奉納柏尾山薬師如来從五位下三枝土佐守守重」。冠落し造りで、刃長八五・一纏（二尺八寸一分）、反り三・五纏（一寸一分）、三枝家家紋付の柄が付いている。三枝家は甲州の名家で、徳川家、八千石の旗本である。押形⑧ モノクロ図版⑧・⑩



④四代

四代目から、康重は「内記」を名乗っている。過去帳は四代目から始まり、寛永十六年没とある。三代目は寛永十九年の現存刀により、四代目より長生きしたことになる。モノクロ図版⑪・⑬

⑤五代

康重家の過去帳に、「五代目、山本藤右衛門事」と明記され、六代目より後に亡くなっている。新刀期ではこの五代目だけが年紀を切っている。現存刀が多いところから相当数を鍛造したものと思われ、すぐれた作品が多い。そして、茎の腹を極端に薄くしたものに、優作が多い。十文字槍、袋槍なども現存している。

五代目には、当時の流行かと思われるが、つぎのような原材料に関する添え銘がある。

「以研鉄作之」研鉄とは炭素量を綱として最適量した鉄をいい、炭素量の調整は本炭火中において通風により溶融せしめるという。

「以南蛮鉄作之」南蛮鉄とは南蛮船などで南方より舶載してきた鉄で、先進国の鉄ということで当時は珍貴とされたものである。

「以鐸研作之」鐸とは、堅い鉄の意味であるが、具体的には南蛮鉄のことのようである。

また、つぎのような信仰に関わる添え銘もある。「不拔排敵神風吹扇 八幡大菩薩」「飛如竜雷神劍也 摩利支尊天」

下原鍛冶の宗家は、この五代目の正保・慶安・承応・明暦・万治・寛文・延宝の時代が新刀期隆盛の頂点である。モノクロ図版⑯・

⑮・⑯・⑰

⑯六代

過去帳によれば、六代目は五代目より八カ月余り前に亡くなっている。現存する五代目の多くの刀槍をみると、六代目の代打ちが多くあるように思う。したがって六代目が自身銘を入れた作刀は少なく、俗名など明記したものは未見のため、六代目の断定は推定の域をでない。しかしながら五代銘と比較して異なる銘ぶりと作刀の違い等により六代目としている。押形⑨



押形⑨ 六代康重

⑦七代

七代目は元禄十四年十一月の没であるが現存する刀は少なく、代別の決め手に欠くが、わずかに七代目と思われる刀銘をあげ、今後の研究にまちたい。押形⑩



押形⑩ 七代康重

⑧八代以降

八代目は享保の時代で、照重家より分家した廣重家の「武藏太郎安國」が著名で、享保四年（一七一九）御浜御殿で將軍吉宗の上覽の榮に浴すが、その時康重はじめ下原鍛冶は参加をしている。

八代目以降の現存刀は少なく、比較対象の数になく、代別するに至っていない。

四 康重家よりの分家

①國重家

文政十一年（一八二八）の康重家の「世代書」によると、三代康重の次男が、元和三年（一六一七）に除地の内一町三畝四分を分地して國重家を興すとある。初代（寛永）、二代（寛文）、三代（元禄）、四代（享保）、五代（宝曆）、幕末まで九代を数える。「刀工受領選」によれば、享保の國重が但馬守を受領している。銘文は、「武州下原住國重」、「但馬守藤原國重」などである。モノクロ図版²⁰

②外記利長家

「世代書」によると、元和九年（一六三三）、三代康重の三男が除地の内一町一反を分地して、外記周重家を興す。二代外記周重（寛文）が外記利長と改名する。三代（元禄）、四代（享保）、五代（宝曆）で幕末まで九代を数える。銘文は、「武州下原住外記周重、武昌住外記利長、武昌住山本外記利長」などであるが、外記利長に改名してからの作品には、裏に「十五枚甲伏作」を切る。モノクロ図版²¹

③安知家

「世代書」等によると、正徳二年（一七一二）に、四代外記利長の次男が分家して、安知家を興す。二代（延享）、三代（天明）で幕末までに五代を数える。康重等の先手を勤めていたと思われる。作品は未見である。

④重利家

「世代書」等によると、八代康重の五男が、享保五年（一七二〇）に分家し、二代（元文）、三代（安永）で幕末までに五代を数える。重利には、両刃造りの剣があり、刃長四〇・九纏（一尺三寸五分）で、銘文は、「武州下原住重利、山本小兵衛作之、上ル享保三戌戌年正月吉日、下野国佐野小屋町内田元右衛門」である。初代重利は小兵衛であるが、山本家文書に「小兵衛」の名は見あたらない。

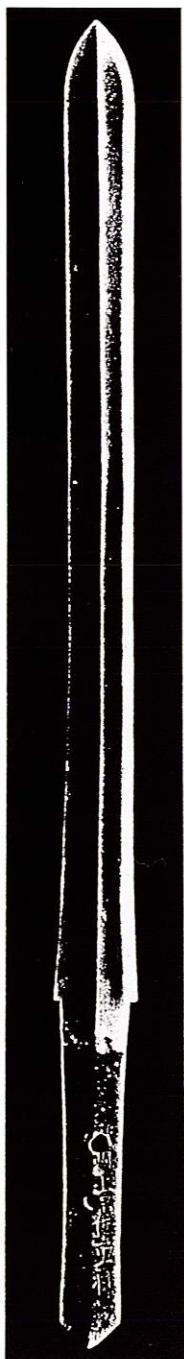


図9 重利

五、照重家

(一) 初代照重

①照重家の文書に、明治二年六月、神奈川県裁判所に提出した「先祖筋目書」の控があり、その書き出しは次のようである。「元祖山本但馬周重 山本但馬ト申者、相州正宗伝之鍛方仕習、右但馬男二人、兄山本藤左衛門尉康重ト申、弟右近尉 多摩郡横川村領之内住居、山本但馬照重」となっている。

「下原鍛冶の源流」で述べた「先祖筋目書」の下書は、「武州多摩郡横川村住居 元祖 足利月光山ニ住、下モ原ト打、後武州横川住、山本右近尉安春先祖 山本但馬周重 二代 山本長門周重」とあり、文書による差異はあるが、但馬周重の子、二代内匠周重が康重となり、弟長門周重が照重になつたことは一致している。

②二代内匠周重が、北条氏康から「康」の字を賜り康重となつたように、康重の弟、長門周重が、氏康の次男氏照から「照」の字を賜つたことは、『本阿弥大銘尽秘伝』にも記載されているところである。したがつて、初代照重は、北条氏照の時代の刀工となる。

③北条氏照は、天文九年（一五四〇）に小田原城で出生。父は後北条氏三代氏康、母は今川氏親の娘（瑞溪院）である。兄の氏政が後北条氏四代となる。氏照の二十歳（元禄二年、一五五九）以後の文書には、「由井源三」「大石源三氏照」「北条源三氏照」の名称が使われている。

「由井源三」の由井は、多摩地域に勢力をもつっていた中世の名族由井氏の名跡を継いだものである。源三は由井氏の名乗りである。永禄十二年（一五六九）に越後の上杉輝虎（謙信）の家臣本庄繁長が氏照にあてた書状に「由井源三殿」とあり、若い頃からの名乗りであると思われ、氏照は早くから多摩の地に根を下ろしていたものと思われる。

「大石源三氏照」の大石は、関東管領上杉家の武蔵守護代の大石氏である。氏照は天文年間に大石氏の養子となり大石氏を名乗る。

④長門周重が領主北条氏照から「照」の字を賜つたのはいつか。これを示す文書等は残っていない。氏照の個人印である「如意成就」の印判状の初見は、永禄二年（一五五九）十一月である。

永禄二年（一五五九）は氏照二十歳である。この頃氏照は長門周重に「照」の字を与え、氏照の抱え刀工としたと考える。

前述のとおり、永禄五年（一五六二）に相州座間の鍛冶鈴木弥五郎に屋敷分を安堵し公方の御用を命じた発給文書があり、永禄八年（一五六五）には武州柏原鍛冶の新井新左衛門尉に棟別錢を免除し、代納として槍の穂先の納入を命じた文書がある。

⑤照重がいつ頃、後北条家から武州多摩郡横川村に屋敷除地をもらつたのか。なぜ、同じ郡とはいえ、康重の下恩方村からかなり離

れた横川村なのか、それらを示す資料等はない。南北の浅川流域からの砂鉄採取だろうか、その事由は解明されていない。

『新編武蔵風土記稿』に「山本源次照重 世々鍛治を業とす、除地一町一段三畝十四歩を賜る」とある。後北条家の御用鍛冶として賜った除地を徳川家はそのまま認めたものである。

また、同風土記稿は、照重家のある横川村の小名である下原について、「村の中央を云」とあり、横川村には上原はなく、下原の地名は、下原鍛冶の居住によつて起きたものであることを示している。

⑤文政十三年（一八三〇）刊行の『古今鍛冶備考』の「照重」の条に、「武州住照重と打 下原一派 山本源二郎と号 享禄頃 業物」「同二代目 武州住照重と打 同源三郎と号 天文永禄の間 業物」とある。

初代照重は享禄（一五二八～三二）年間とあるが、北条氏照の出生が天文九年（一五四〇）であり、『古今鍛冶備考』の記述が正しいとすると、北条氏照との関係はないことになる。照重の作刀に享禄・天文の年紀のあるものは未見である。

（二）照重の世代

①照重家の「先祖筋目書」の控には、初代山本但馬照重に時代の書き入れがなく、二代右近尉照重は天文で、三代源左衛門尉照重は文禄である。源左衛門尉という名乗りは、旧領主の大石家当主の名乗りと同じであり、疑問である。後述の「文禄二年八月日」と年紀のある、注文者名の入った「武州下原住山本源二郎照重」銘の七四・七纏（二尺四寸六分）の作刀があり、文禄の照重は源二郎である。「先祖筋目書」によれば、明治二年六月まで、十二代の照重が記載されている。照重家に、元禄頃に作成し順次書き加えたと思える過去帳がある。この過去帳では、元禄頃までの照重はすべて先祖として記載され、俗名が入っていないので、どの戒名がどの照重に当るか不明であるが、「先祖筋目書」と照し合わせ、実在する刀槍等から世代を考えてみる。

元祖 山本右近尉安春

先祖（大永）但馬周重

初代（元亀）長門周重のちに照重と改名 「武州住照重納是作」「武州住照重」「照重」（年紀）元亀二、天正五・六

二代（天正）「武州住照重」「武州住山本源二郎照重作」「武州下原住山本源二郎照重」（年紀）天正十三・十五・十九、文禄二

三代（慶長）「鍛治山本七郎右衛門尉照重作」「武州下原住山本源二郎照重」「武州下原住照重」「照重」（年紀）慶長十八、七郎右

衛門尉 源二郎 元和九年（一六二三）七月没

四代（元和）「下原山本源次郎廿五才打之」「武州下原住山本源次照重」「下原住照重」「照重」（年紀）元和九、源二郎、源次、寛

文二年（一六六二）一月没。

五代（寛文）「武州下原住山本三左衛門尉照重」「武州下原住照重」三左衛門尉、寛文十三年（一六七三）七月没。

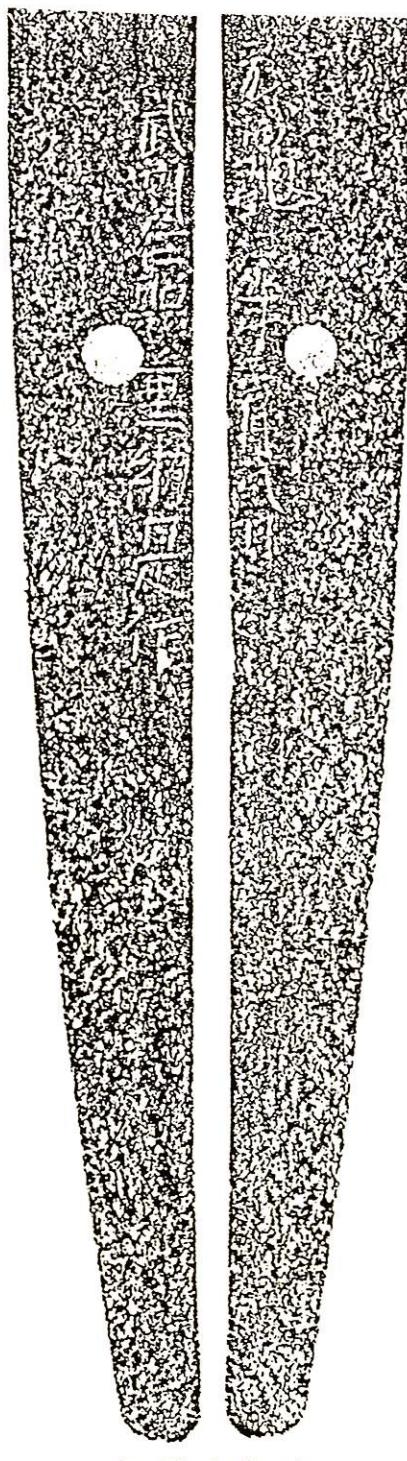
六代（元禄）、七代（宝永）、八代（享保）、九代（宝曆）、十代（天明）、十一代（天保）、十二代（安政）で明治を迎える。

（三）照重の代別

①初代

武藏御嶽神社の奉納刀は、照重の年紀の初見である。

刀 銘（表）「武州住照重納是作」（裏）「元亀二年二月八日」 刃長七七・八纏（二尺五寸七分）、反り三・七纏（一寸二分二厘）。
刀身表に「奉納御劍御嶽神王權現」、裏に「蓮華の上に梵字」の彫物がある。押形⑪

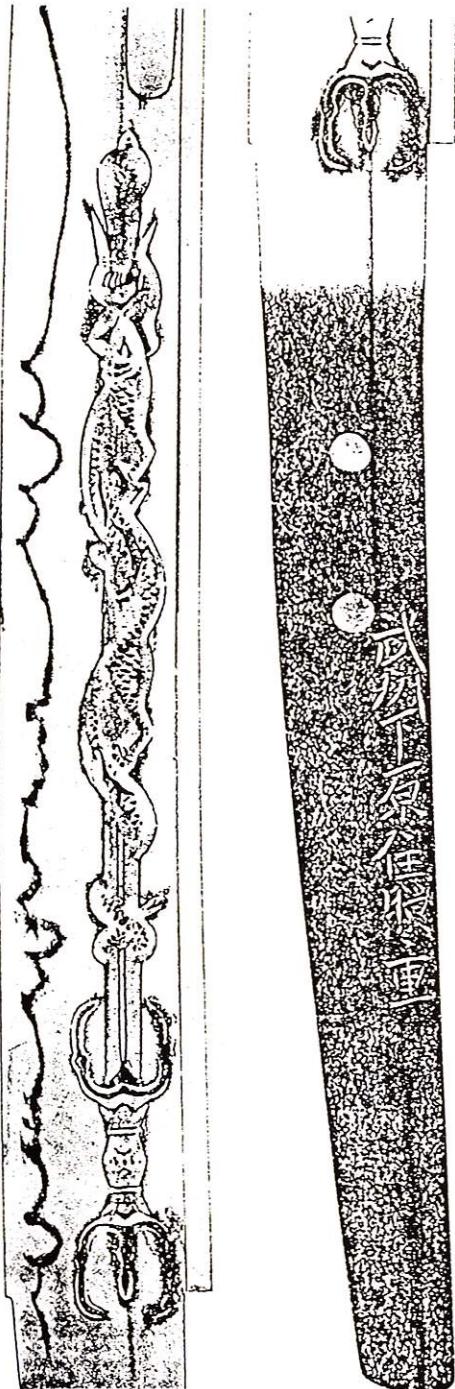


押形⑪ 初代照重

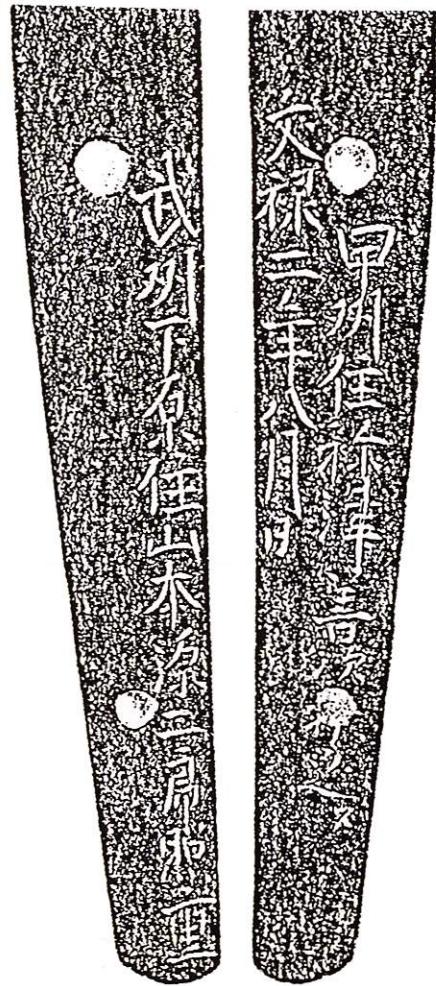
②二代

天正十八年に八王子城は落城し、小田原城は開成して、小田原北条家は滅亡した。照重等は抱主を失ない、戦後の混乱のなかで、八王子を離れ甲州等で作刀している。

刀 銘（表）「武州下原住山本源二郎照重」（裏）「文禄二年八月日 甲州住祢津善次打之ス」 刃長七四・五纏（二尺四寸六分）、
反り二・四纏（八分）。彫物は、表に「南無妙法蓮華經」、裏に「無二亦無三」の陰刻がある。押形⑫ モノクロ図版⑭



押形⑬ 三代照重



押形⑫ 二代照重

③三代

三代目照重の没年は元和九年（一六二三）であり、人生五十年と仮定すると生年は天正元年（一五七三）になる。八王子城落城の時は十八歳となり、新刀初代である。

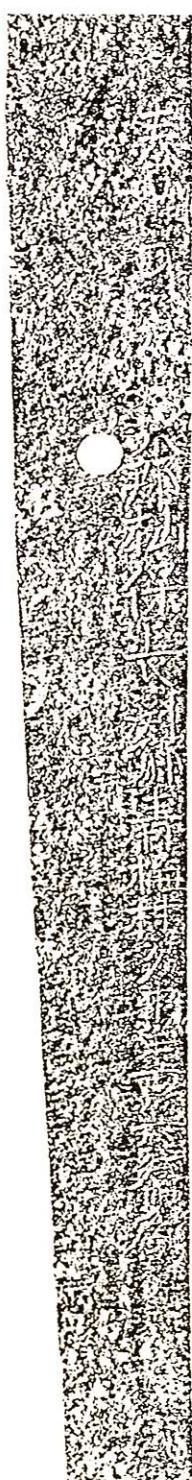
刀 銘（表）「武州下原住照重」 刃長七一・六纁（二尺三寸六分）、反り一・六纁（五分五厘）。彫物は、表は「棒柄に三鉛劍付真の俱利迦羅」裏は腰に「護摩箸」がある。眞の俱利迦羅は、下原一派の独特のもので、特に竜の尾の巻き方に特徴がある。押形⑯

④四代

四代目を継いだ照重が、武藏御嶽神社に「元和九癸亥年十二月吉日 下原山本源次郎廿五才打之」の銘で、仙保長渕郷青梅村久下善兵衛尉の奉納刀、一二〇・八纁（三尺九寸九分）を作刀している。その後の四代銘は「源次」銘で、源次郎銘を遠慮して源次としたものか。**押形⑯ モノクロ図版⑰・⑱・⑲・⑳**



押形⑯ 四代照重



押形⑮ 五代照重

⑤五代

五代の没年は、寛文十三年（一六七三）で、四代との間は十一年である。現存する作品は少ない。

刀 銘 「武州下原住山本三左衛門尉照重」 刃長五三・一纁（一尺七寸五分）、反り一・〇纁（三分三厘）。**押形⑮ モノクロ図版⑲**



押形⑮ 五代照重

⑥六代以降と代別の問題点

六代以降の作品は、殆んど見かけない。

照重の代別は、先学の研究成果をもとに、入手した資料を加え、現時点での見解を述べたものである。康重の代別と同様に、推定の

部分が多い。新事実により修正を望むものである。

四 照重家よりの分家

下原三宗家の一つである廣重家に、明治初年に書かれたと思われる「御刀鍛冶世代由緒書」がある。これによると、永禄四年（一五六二）に、山本右近尉安春の三代目の長門周重の三男である新兵衛尉廣重が、照重家から分家したとしている。この元八王子村は八王子城の城下であるが、この当時は八王子城の築城はまだ始まっていない。この廣重家の長男藤右衛門家は廣重宗家として、相模守廣重・宗國が、二男金左衛門家からは、武藏太郎安國が輩出する。廣重家からさらに、因幡守廣重などがでて、寛文、元禄、享保の時代に活躍している。

六、照廣家

『古今鍛冶備考』に「武州下原住照廣と打ち、山本宗二郎と号す、弘治比」新刀として「武州下原住照廣と打ち、寛文比」としている。「新編武藏風土記稿」に、「山本重郎右衛門照廣 是も鍛冶を業とす、除地六畝をもてり」とある。

照廣家は、寛政四年（一七九二）刊、仰木伊織著『古刀銘尽大全』にあるように、照重から、除地六畝を受けて、弘治・天正年間に同じ横川村の下横川に分家し、天正から寛文あたりまでの作品を見ることができる。モノクロ図版^{③3}

七、正重家

『古今鍛冶備考』には「武州住正重と打ち下原一派、山本源八と号す 天正比 業物」とあり、新刀期の正重として、「武州住正重と打ち、山本八郎左衛門と号す 元和比」とし、二代目として、「武州下原住正重と打ち、八郎左衛門と号す、享保比」としている。

正重家には「由緒之覚」があり、享保五年（一七二〇）五月に、下原正重山本八郎右衛門が作成したので、「正重先祖山本長門下原周重三男源八正重より拙者迄、代々銘下原正重と申候」とある。また、寛永十五年（一六三八）年八月に正重が幕府の命により、日光御宮の神鉾を打ち進献し、その賞として屋敷二反九歩を除地とされたとしている。そして、「拙者儀病身に御座候故、打物中絶罷在候に付、比度差立不申候」とあり、享保年間で鍛冶と中絶したとしている。

武藏御獄神社に正重の太刀がある。銘文は、（表）「寛文九年（一六三二）申二月吉日 正重打之」（裏）「奉納武州多西郡川口住三

平」とあり、刃長九八・四厘（三尺二寸五分）である。

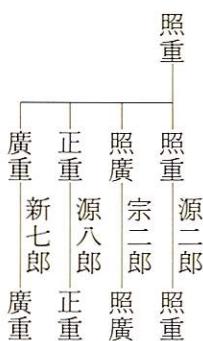
正重家の居住した下長房村は、廣重家の慈根寺村とは、御林山という丘陵をへだてた隣村で甲州街道に面する一村である。正重家は、初代（天正）、二代（寛永）、三代（寛文）、四代（享保）で、作品も現存している。モノクロ図版⁽³⁴⁾

八、廣重家

(一) 初代新七郎廣重

下原鍛治山本一族のなかで、康重家、照重家に次いで廣重家は宗家の立場にある。廣重家は照重家の分家である。

①『古今銘尽大全』の系譜は、つぎのようである。



②廣重家文書に、「御刀鍛治世代由緒書」がある。この「由緒書」には年紀がないが、廣重宗家の九代、山本造酒介藤原宗國が、明治新政府に提出するためには作成したようである。

御刀鍛治世代由緒書 山本宗國^(印) 同州同郡元八王子村住居 武州横川住元祖山本右近尉安春三代目山本長門周重三男山本新兵衛尉藤原廣重共元八王子住居 永禄四年 元祖山本長門藤原周重 先祖山本新兵衛尉藤原廣重 長子 山本藤右衛門 新兵衛跡相続二男 山本金左衛門 元和三年門前東へ分家 三男 山本新右衛門 寛永十二年門前西へ分家

として、また、除地について

御除地屋舗九反五畝十六歩 山本藤右衛門廣重 内二反二畝十一歩 二男 山本金左衛門へ分地 三反一畝十八歩 三男 山本新右衛門へ分地
と記されている。

廣重家の住居地の元八王子村は、照重家よりわずかな距離であり、八王子城の城下である。長門周重の三男新兵衛尉廣重が、永禄四年（一五六一）に照重家から分家したとしている。この当時、八王子城は築城されていないが、下原鍛治廣重をこの地に置いたのは、

八王子城築城の計画があつてのことか。

永禄四年は、越後の長尾景虎（のちの上杉謙信）が後北条氏領に侵入してきていた。大石源三氏照は、武蔵と甲斐の国境にあたる高尾山を軍事上の拠点として、薬王院に寺領を寄進したり、甲斐の武田信玄に加勢を依頼していた時期である。

③『新編武蔵風土記稿』では、分家の時期を天正四年（一五七六）として、つぎのように記している。

旧家 鍛治藤吾藤太 小名鍛治屋村に住せり、除地、九段五畝十六歩を賜わる。先祖を周重と云、天正四年当所に來り住し、古の五郎入道正宗が伝を以て、刀剣を製造す。

天正四年と永禄四年とは十五年の差がある。どちらか正しいかは今後の課題である。

④『古今鍛冶備考』は、「廣重 相州住廣重 下原廣重とも打 武州恩方村住にて山本新七郎と号 天正文禄の間 業物」とある。相州住廣重と下原廣重を同人としている。慶長十九年（一六一四）の写本の『善顯新清集』に、相州綱廣が晩年に武州住となつて下原鍛治の祖になった、また相州綱家が下原に移住してその後が廣重となつたと伝えている。

⑤初代廣重は新七郎である。新七郎廣重と見られる作品が現存している。刀匠名の廣重は、だれがどのように命名したかは明らかでないが、廣重は相州綱廣の門に学び、「綱廣」の「廣」ではないかとの推定も可能である。モノクロ図版³⁶

（二）二代新兵衛尉廣重

新七郎廣重の次代が、「由緒書」に記載されている「新兵衛尉廣重」と考えると、廣重家の墓所に弘化三年に再建された先祖の墓石があり、「先祖 廣重院盤体宗鉄居士 寛文元年十月朔日 山本新兵衛尉藤原廣重 寿八十六」と合致する。

これによると山本新兵衛尉は、寛文元年（一六六一）に八十六歳没であり、出生は天正四年（一五七六）となる。八王子城落城時は、新兵衛は十五歳となる。長子の山本藤右衛門が、新兵衛の跡を相続し、二男山本金左衛門が、門前東へ分家した元和三年（一六一七）は、新兵衛は四十二歳である。三男山本新右衛門が、門前西へ分家した寛永十二年（一六三五）は、新兵衛は六十歳になる。

徳川家の御用を勤めた、高麗御陣の文禄の役（一五九二）の年は新兵衛は十七歳、関ヶ原御陣（一六〇〇）の年は二十五歳、大坂御陣（一六一四・五）の時には三十九歳であり、下原鍛治の面目躍如たるものがある。江戸は町づくりにおおわらわであり、江戸幕府は下原鍛治に、後北条家からの除地、諸役免除、苗字帶刀等の特権をそのまま認め優遇した。この時期の下原刀に優品が多い。モノクロ

山本新兵衛尉廣重の跡目を長男の藤右衛門廣重が相続し、廣重家の宗家となる。除地屋舗は四反一畝十六歩となる。

「由緒書」によれば、二代藤右衛門の時、相模守に任じ、貞享二年（一六八五）に「水戸黄門光圀公様御陣刀、被仰付、打立奉指上侯ニ付、賜宗國ノ諱ヲ、相模守藤原宗國ト銘ヲ改ム」とある。

『刀工受領選集』に、「武州下原住相模守藤原廣重 寛永」の記載があり、初代廣重の受領と考える。モノクロ図版③⁸・④⁹・⑤⁰

下原鍛治と水戸家との間には、北条氏照の家老中山勘解由家範の二男中山備前守信吉が、水戸徳川家初代頼房の付家老となり、八王子ゆかりの武士団が「八王子衆」と呼ばれ「八王子町」があるなど江戸時代を通して往来がある。貞享二年に、宗國（藤五）・安國（藤太）の師である大村加トが水戸年数村の鏡徳寺（茨城県久慈郡金砂郷上利員村）において光圀より太刀の製作を命じられ、藤太等がそれに従事している（『端亭漫録』）。なお、水戸光圀は天和二年（一六八二）五十五歳までは「光國」を使用している。

二代相模守廣重銘と相模守宗國銘とは実作を見るとよく似ており、二代目の藤五廣重が宗國銘を賜り相模守宗國と改名をしたと考える。モノクロ図版④³

『竹浦雜紀』のなかに水戸家小石川屋敷の道具のなかに「藤五宗國」の記載があり、水戸家の藏刀を集録し、文政六年（一八二三）に完成した『武庫刀纂』に「藤五宗國作」の押形が所載されている。押形⑥



押形⑥ 藤五宗國作

三代目半十郎宗國の没年は墓碑によれば享保十年（一七二五）十一月で、貞享二年とは四十年の差がある。

四代（延宝）以降は、相模守藤原宗國銘で、五代（寶曆）、六代（天明）、七代（寛政）、八代（天保）、九代（嘉永）で明治を迎えるが、六代以降の作品は見られない。

四 武藏太郎安國家

「由緒書」によれば、山本新兵衛尉の二男金左衛門廣重が元和三年（一六一七）に、新兵衛尉除地の内二反二畝十二歩を分地し、分家した。二代は山本藤太、武藏太郎安國となっている。二代藤太安國の没年は墓碑により、享保十五年（一七三〇）八月であり、した

がって出生は慶安三年（一六五〇）となる。金左衛門が分家した元和三年と藤太安國の出生とは三十三年の差があり、通常の親子の年令差を越えている。初代と二代の間にもう一世代が入ることになる。したがって二代の藤太安國は三代となる。

二代藤太廣重の存在は作品の存在によって確認できる。二代の藤太廣重には年紀があり、延宝八年（一六八〇）紀の「武州下原住山本藤太廣重」と天和二年（一六八二）の（武州下原住は消してある）「山本藤太廣重」の刀がある。また、「山本藤太廣重入道」銘の刀もある。モノクロ図版⁴⁶・⁴⁷

三代の武藏太郎安國は、水戸光圀の命により貞享二年（一六八五）に、水戸・鏡徳寺境内で作刀に従事した時の年令は三十五歳となる。安國の師である大村加トが水戸を退出したのは元禄十二年（一六九九）であり、その時安國はともに退出をしたようである。『徳川実紀』の「有徳院御実紀」の享保四年（一七一九）七月二十八日の条に、「こたび刀工法城寺康（安か）定、下坂（原）武藏太郎安國に命ぜられ、濱園にて刀剣を作らしめるるにより、少老、御側、小納戸等に、そのことづかさどるべしとて、御みづから命じ給ふ」とあり。安國は御浜御殿で将軍吉宗の上覧の榮に浴した。その時安國は七十歳の高齢であり、下原鍛冶一門も参加し、安國は銀十枚、弟子の武藏太郎安貞が銀三枚を褒美に頂戴したという。モノクロ図版⁴⁸・⁴⁹

四代安國は墓碑によると、寛保二年（一七四二）五月に五十七歳で没している。したがって出生は、貞享三年（一六八六）になり、父安國三十六歳の子となる。安國の二代の最初の銘は元禄十二年（一六九九）紀の雜刀であり、十四歳の作品となる。モノクロ図版⁵⁰五代（宝暦）、六代（天明）、七代（文政）、八代（安政）で明治を迎えるが、六代以降の作品は見られない。

（五）新右衛門家

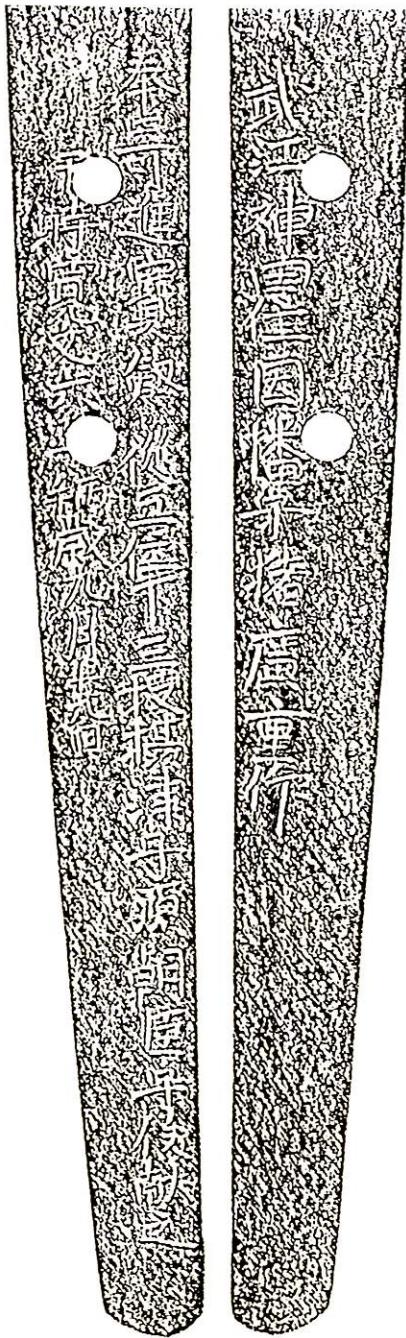
山本新右衛尉の三男が、寛永十二年（一六三五）に新兵衛尉の除地から三反一畝十八歩を分地して分家した。

廣重には「武州下原住廣重」の銘のものが多く存在するが、年紀は殆んどなく、廣重の代別はなされていない。

「由緒書」の四代にあたる兵左衛門の奉納刀がある。銘（表）「奉納御宝前武州下原住山本兵左衛門尉廣重」（裏）「寛文八年（一六六八）八月吉日於甲府作之」 刃長九一・三纏（三尺六分） 反り一・二纏（七分四厘）。押形¹⁷

山本家の伝えには、十九歳の折、甲陽に出て鍛刀、甲府八幡宮に奉納したものという。

「由緒書」では、初代新右衛門は寛永で、二代は新兵衛であり時代は寛文と見るのが適当で、三代は万右衛門、四代が兵左衛門であるが、兵左衛門には寛文八年紀の奉納刀があり、世代が年代と一致しない。七代（文久）で明治を迎えるが、新右衛門家の世代、代別等の解説は今後の課題である。モノクロ図版⁵³・⁵⁴・⁵⁵・⁵⁶

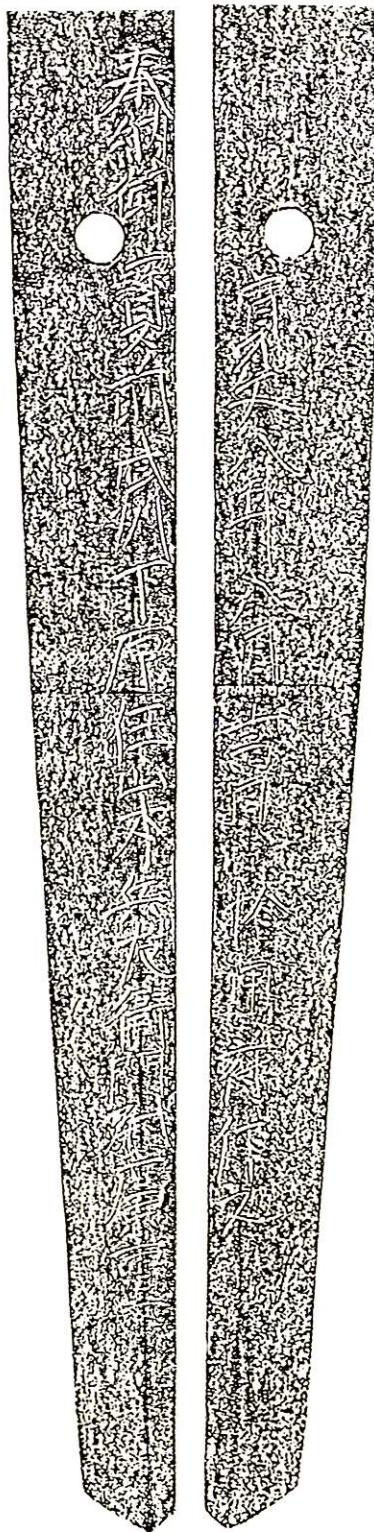


押形⑯ 因幡守猪廣重

•
⑯

廣重家には「因幡守廣重」がいる。守国神社（山梨県一宮町）の奉納刀は、因幡守猪廣重銘で、武州江戸神田住となつてゐる。

太刀 銘（表）「武江神田住因幡守猪廣重作」（裏）「奉寄進宝劍從五位下三枝攝津守源朝臣守俊獻之于時寛文六丙午歲九月十九日」
刃長七〇穂（二尺三寸一分）、反り三・五穂（一寸一分五厘）。この太刀には三枝家の家紋入りの金具造りの太刀柄がついてゐる。摂津
守俊は、土佐守守重の嫡子であり、徳川家、八千石の旗本である。守国神社は三枝家の祖先を祭つてゐる。押形⑯ モノクロ図版⑯



押形⑰ 兵左衛門尉廣重

九、下原鍛冶一門

(一) 正宗

『古今鍛冶備考』に、「陸奥守藤原正宗と打ち、武州下原一派、土佐守とも打ち、慶長比」とあり、「土佐守藤原正宗」銘で、裏に「慶長八年十月吉日」の押形が、川口陟著の『新刀古刀大鑑』に所載されている。土佐守正宗銘のものは実見しているが、陸奥守正宗銘のものは未見である。

武藏御嶽神社に、「正宗、弘治四年（一五五八）戊午二月八日、奉納御嶽權現、武州入東郡安松之村野老澤住人齊藤主計助信廣」奉納の刃長一八纏（三尺九寸）の大太刀がある。

(二) 盛重

康重家の『古刀新刀御用日記帳』に、「盛重 天正 武州下原住ト打」とあり、『古今鍛冶備考』に「武州下原住盛重ト打 天正比業物」とあるが、古刀期の盛重は未見で、新刀寛文頃の作品が多い。古刀期に「相州住盛重」の作品を見るが、下原鍛冶との関係は不明である。モノクロ図版⑥2

(三) 廣光

文政四年（一八二一）の今村幸政著『本朝新刀一覧』に、「武州下原住廣光ト切り」とあるが、山本家文書には所載のない刀工であるが、作品が現存しており、元禄頃とみえるものである。

(四) 廣道

『古今鍛冶備考』に、「武州住猪廣道 藤原廣道とも切り、下原一派、坂陽にても造る、寛文頃」とあり、猪廣道の銘文は、下原鍛冶の廣重系であり、「攝州住猪廣道作」銘の作品が現存する。

(五) その他

山本家文書、剣書等に所載はないが、「下原住清重」、「武州下原住廣行」、「武州下原住春重」、「武州下原住廣次」等の作品が現存している。

十、下原鍛治の弟子筋

(一) 武藏太郎安貞

『端享漫録』には、山本藤太が大村加トの弟子になったとき、「つち打式人、是は藤太弟子」の記載があり、その一人は井出浅右衛門安貞であると考える。『徳川実紀』にある、享保四年（一七一九）、御浜御殿で將軍吉宗の命により師安國が鍛刀した時に、安國が銀三十枚、安貞は相槌として銀三枚を下賜されている。

安貞は、安國の弟子として貞享年間に水戸にいるとすれば、初代享保から幕末まで四代を数えることになる。文化四年（一八〇七）、安政五年（一八五八）の年紀がある。安貞の鍛冶場は正重家のある上長房かみながふさであり、安政二年（一八五五）に高尾山薬王院に「酒井壽江介正近」との合作刀を奉納している。モノクロ図版⁶⁶

(二) 武藏丸吉英

①『古今鍛冶備考』に、「武州川越住郡壽吉英、武藏丸吉英とも打ち真十五枚甲伏作と切り、安國門、宮川清蔵と号す、享保宝曆の間」とある。

宮川家の菩提寺の真照寺（あきる野市引田）の過去帳に「道場前合天井 宮川源蔵」とあり、源蔵こと吉英が真照寺本堂の合天井を寄進している。また、大光寺（あきる野市五日市）の銅鐘に明和八年（一七七一）に、「銘切手引田宮川源蔵吉英」名をもつて切銘している。（銅鐘は昭和十九年供出し現存しないが拓本がある。）したがって、武藏丸吉英は清蔵ではなく源蔵が正当である。

武藏丸吉英の弟子に、新々刀の巨匠「水心子正秀」がいる。正秀は明和八年に二十二歳で入門し、英國銘で「真十五枚甲伏鍛」と添え銘を切っている。これは安國が大村加トから学んだ鍛法であり、それを武藏丸吉英から受けたものである。正秀は、書簡で「藩中の士、世話を以て武州八王子下原之後裔、吉英方へ罷り越し、稽古致し候」と述べている。「武藏丸吉英」は川越（埼玉県川越市）に住んで、秋元家が山形へ転封前は川越藩の御用を勤めていた。モノクロ図版⁶⁷

武藏丸吉英には、川越在住当時製作の薙刀が現存している。銘は、（表）「多摩郡引田住人河越三芳野里渡武藏丸吉英造之」（裏）「真十五枚甲伏鉄 元文貳年丁巳正月吉日」 刃長二〇・五粂（六寸七分五厘）である。

②源藏吉英の子が菅次吉邦（吉國同人）である。『桑都日記』に「近世、武藏太郎延壽吉國のごときは八王子郷以北、秋川の側に住居して亦頗る世に知られる」と述べられている。

菅次吉邦は天明七年（一七八七）真照寺薬師堂の厨子を奉納し、厨子の内側に「敗力施主 現当二世安樂祈所也 右 組中 刀鍛冶
願主 吉邦 宗名 宮川菅治 春秋四十八」と記されている。モノクロ図版⁶⁸

(三) 吉之

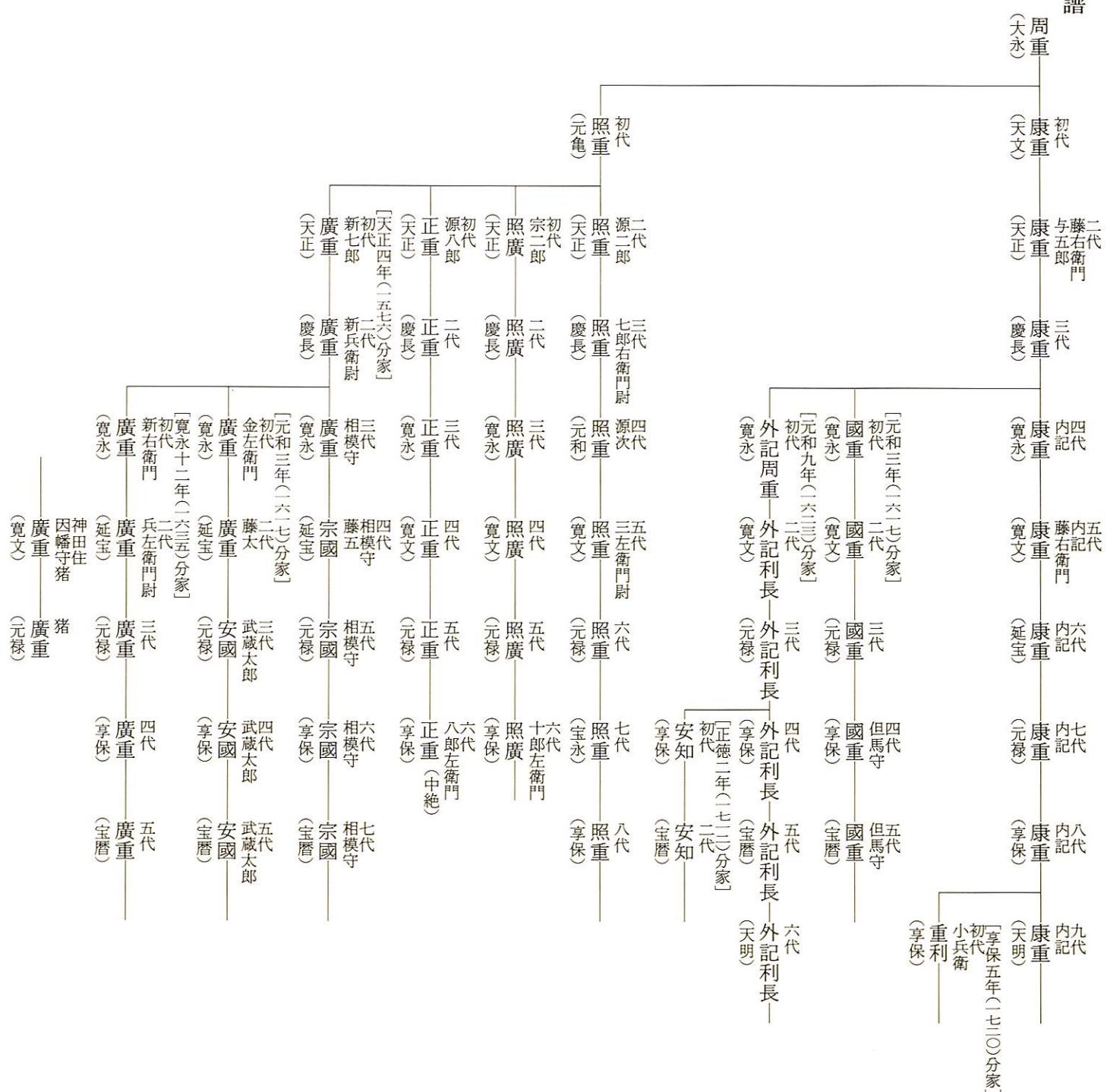
吉之は宮川鍛冶の門といい、南多摩乞田（多摩市乞田）の人で助左衛門の子で文造という。慶応三年（一八六七）上野聖護院宮から法眼の称を許されたという。明治二十九年六月町田市にて没す。銘は、「武州住吉之」「武州調布住吉之」「法眼吉之作」「武州多摩郡調布住吉之」と切り、弟正之は、銘を「武州調布住吉正之作」と切り、ともに乞田鍛冶という。新選組隊士の刀や三多摩壮士の杖刀をつくる。モノクロ図版⁶⁹

十一、おわりに

武州下原刀については未解明な点が多く、図録の紙幅の関係上、省いた資料も多く、意を尽くせないが、先学の研究成果をもとに、その後の新事実の発見等の資料を加えて、現時点における見解を述べた。確定的な事実よりも推定の部分が多く、誤りや独断を危惧するものである。

室町末期から江戸時代に続く武州唯一の刀工群である下原鍛冶に、郷土の文化財である武州下原刀に関心をお寄せいただき、新資料の提供等ご協力ご指導を得ることができるならば幸いである。

武州下原鍛冶系譜



参考文献

- 1、「刀工下原鍛冶」東京都教育委員会 昭和四十四年三月
- 2、「新編武藏風土記稿」雄山閣 昭和四十七年十月
- 3、「武藏名勝図会」慶友社 昭和四十二年一月
- 4、「桑都日記」鈴木龍二記念刊行会 昭和四十八年八月
- 5、「相州古文書」角川書店 昭和四十五年十月
- 6、「寛政重修諸家譜」続群書類從完成会 昭和四十年十一月
- 7、「福生市史」福生市 平成五年六月
- 8、「秋川市史」秋川市 昭和五十八年十一月
- 9、「八王子市史」八王子市役所 昭和三十八年三月
- 10、「日本刀銘鑑」石井昌国編 雄山閣 昭和五十年四月
- 11、「水心子正秀とその一門」黒江二郎著 雄山閣 昭和五十四年十月
- 12、「日本刀百科辞典」福永醉剣著 雄山閣 平成五年十一月
- 13、「水戸の刀工」関山豊正 昭和三十四年二月
- 14、「大石氏の研究」名著出版 昭和五十年八月
- 15、「栗原仲道論稿集」大福寺 平成九年三月
- 16、「武藏野歴史地理」高橋源一郎著 有峰書店 昭和四十七年六月